

二本松市 男女共同参画基本計画

(平成28年度改定案 H29.2.6版)



平成29年 月

二本松市

目次

はじめに

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の背景	3
(1)	世界の取り組み	3
(2)	日本の取り組み	5
(3)	福島県の取り組み	8
(4)	二本松市の取り組み	9
3	計画の位置付け	10
4	計画の期間	10

第2章 二本松市の概況

1	二本松市の概況	12
(1)	二本松市の人口	12
(2)	年齢3区分別人口の推移	13
(3)	人口・世帯数の推移	14
(4)	合計特殊出生率の推移	14
(5)	就業率	15
2	男女共同参画に関する市民アンケートの概要	16
(1)	調査実施の概要	16
(2)	回答者の属性	16

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	20
2	計画推進の視点	21
3	計画の基本目標	21
4	男女共同参画基本計画の体系	23

第4章 計画の内容

【基本目標Ⅰ】あらゆる分野における女性の活躍 ……………	26
1 仕事と生活の調和を図るための環境の整備……………	26
(1) 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備……………	31
(2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大……………	31
(3) 職場における男女平等の実現……………	35
2 女性人材の育成と経済的な地位の向上……………	36
(1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成……………	38
(2) 女性の労働に対する適正な評価と支援……………	38
(3) 女性の経済的自立の促進……………	39
3 意思決定過程における女性の参画の推進……………	40
(1) 公的分野における女性の参画の推進……………	43
(2) 企業、団体、地域等における女性の参画の推進……………	44
【基本目標Ⅱ】男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援 ……………	45
1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶……………	45
(1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進……………	51
2 生涯を通じた男女の健康支援……………	53
(1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進……………	55
(2) 生涯を通じた母性の健康保持・増進……………	56
【基本目標Ⅲ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進 ……………	58
1 男女共同参画意識の普及・啓発……………	59
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進……………	60
(2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進……………	61
(3) メディアにおける人権尊重の推進……………	61
2 男女共同参画に関する家庭・地域での実践拡大……………	62
(1) 家庭・地域における学習機会の充実……………	66
(2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大……………	67
3 国際社会における男女共同参画の推進……………	68
(1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進……………	69
(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり……………	69
4 男女共同参画の視点に立った防災対策……………	70
(1) 防災分野における男女共同参画の推進……………	71

【基本目標Ⅳ】計画の推進	72
1 推進体制	72
(1) 市民参加による推進体制	74
(2) 関係機関・団体との連携	74
(3) 福島県男女共生センターとの連携	74
(4) 独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所等との連携	75
2 進行管理	75
(1) 進行管理	75

参考資料

1 二本松市男女共同参画推進条例	78
2 二本松市男女共同参画審議会規則	83
3 二本松市男女共同参画審議会委員名簿	84
4 策定経過	85
5 意見を求める通知	86
6 答申書	87
7 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を 形成するための男女共同参画の推進に関する条例	88
8 男女共同参画社会基本法	94
9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	101

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

昭和 50（1975）年の国際婦人年以降、人間らしく平等に生きたいという女性たちの意識の高まりは世界的な広がりを見せ、各国で男女平等に向けた様々な取り組みがなされています。

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら、着実に進められてきました。男女がともに一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を發揮できる社会の形成に向け、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、国際社会の取組とも連動しながら法制度の整備も進んできました。

しかしながら、性に基づく男女の役割を固定的にとらえる考え方はいまだに社会慣行や人々の意識の中に根強く残り、真の男女平等の実現を阻害する要因となっています。

性別役割分担意識を強調する考え方やそれに起因する女性への人権侵害は、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げるものとなることから、人権の尊重を基本とした男女の対等な関係を目指し、あらゆる分野において性別的役割分担意識に基づく制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

さらに、長期にわたる経済活動の停滞や、長時間勤務・転勤を当然とした男性中心の働き方を前提とした労働慣行等を背景に、男女の仕事と生活を取り巻く雇用環境は変化し、また、女性のライフスタイル、少子高齢化の進行と家族形態の変化等、我が国の社会経済環境は急激に変化し続けており、この変動を乗り切るためにも、男性も女性もすべての個人が、性別にかかわらず自己の能力を自らの意志に基づいて發揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現が求められています。

本市では、合併後に施行された「二本松市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 18（2006）年度と平成 23（2011）年度に、それぞれ 5 年間を計画期間とする「二本松市男女共同参画基本計画」を策定し、女性も男性も性別による固定的役割分担や偏見にとらわれず、社会的圧力によって望まない生き方を強いられることなく、自分らしい生き方を自分の意思で選ぶことができる社会の実現を目指し、市民の皆さんと共に推進してまいりました。

しかし、この間、経済情勢の好転や少子高齢化等を原因とする労働者人口の不足が進み、女性の社会進出についてますます期待が高まっており、国においても「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）」が制定されたところです。

このような社会全体における女性活躍の動きの拡大や、社会情勢の変化に対応するため、これまでの計画を見直し、新たに平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度の 5 年間を計画期間とした「二本松市男女共同参画基本計画」を策定します。この計画は市民の皆さんの積極的な協力なしでは実現できません。この新しい社会の形成過程へのご理解と積極的な参加をお願いします。

2 計画の背景

(1) 世界の取り組み

昭和 21 (1946) 年	国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取り組みが始まる。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられている。
昭和 50 (1975) 年	国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択した。 また、国際婦人年に続く 10 年間 (1976 年～1985 年) を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組んだ。
昭和 55 (1980) 年	「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」の署名式を行った。 この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、昭和 60 (1985) 年に批准した。
昭和 60 (1985) 年	「国際婦人の十年世界会議」において「婦人の地位向上のための将来戦略 (ナイロビ将来戦略)」を採択した。
平成 2 (1990) 年	「国際経済社会理事会」において、ナイロビ将来戦略の見直しと評価が行われ、1990 年代においてナイロビ将来戦略の実施のペースを速めることが求められた。
平成 7 (1995) 年	「第 4 回世界女性会議」(北京会議) が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、平成 12 (2000) 年までに各国が取り組むべき課題を示した「行動要領」を採択した。
平成 12 (2000) 年	ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成 17 (2005) 年までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択した。
平成 17 (2005) 年	第 49 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合) がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択した。

■ □ 二本松市男女共同参画基本計画

平成 22 (2010) 年	1995 年に開催された「第 4 回世界女性会議」(北京会議) から 15 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに第 54 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合) がニューヨークで開催され、「第 4 回世界女性会議 15 周年における宣言」と「女性・児童と HIV/AIDS」等の決議が採択された。
平成 23 (2011) 年	DAW (国連女性地位向上部)、INSTRAW (国連婦人調査訓練研究所)、OSAGI (国連ジェンダー問題特別顧問事務所)、UNIFEM (国連女性開発基金) の 4 機関を統合し、UN Women (United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関) が正式発足された。
平成 24 (2012) 年	第 56 回「国連婦人の地位向上委員会」において、東日本大震災の経験から防災、災害対応、復旧復興の全段階において女性の参画や女性のニーズへの配慮を求めることを内容とした「自然災害とジェンダー」決議案が採択された。

(2) 日本の取り組み

昭和 50 (1975) 年	女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置した。
昭和 52 (1977) 年	世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定した。
昭和 55 (1980) 年	「女子差別撤廃条約」に署名し、法制度等諸条件の整備を進めた。 整備された主な法制度 ○1976年 民法の一部改正（離婚時の氏使用可能） ○1980年 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ） ○1984年 国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ） ○1985年 男女雇用機会均等法制定
昭和 60 (1985) 年	「女子差別撤廃条約」に批准した。
昭和 62 (1987) 年	二年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定した。
平成 3 (1991) 年	「ナイロビ将来戦略」の見直しを受けて新国内行動計画の改定を行い、総合目標をそれまでの「男女共同参加」から「男女共同参画」に改めた。
平成 8 (1996) 年	国の新しい行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定した。このプランは、男女共同参画審議会からの答申である「男女共同参画ビジョン」を踏まえたもので、前年の第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が 2000 年までに取り組むべきものとされた課題に対応するものであった。
平成 11 (1999) 年	男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記された。
平成 12 (2000) 年	男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定した。
平成 13 (2001) 年	内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化した。 また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」と略。）が制定された。
平成 16 (2004) 年	保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、平成 19 (2007) 年までに、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われた。
平成 15 (2003) 年	男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32 (2020) 年までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定を行った。
平成 17 (2005) 年	男女共同参画基本計画（第 2 次）を閣議決定した。

平成 18 (2006) 年	男女雇用機会均等法が、「男性に対する差別・セクハラ」の禁止や「間接差別規定の導入」等を盛り込み改正された。
平成 19 (2007) 年	国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。 また、パートタイム労働法が、パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とする「公正な待遇の実現」を目指して改正された。
平成 20 (2008) 年	男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組みを定める「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備、及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組みを推進することとした。 整備された主な法制度 ○1989 年 学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等） ○1991 年 育児休業法の成立 ○1995 年 育児休業法の改正（育児・介護休業法） ○1997 年 男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ） ○1999 年 男女共同参画社会基本法の成立 ○2001 年 配偶者暴力防止法の成立 ○2003 年 次世代育成支援対策推進法の成立 ○2004 年 配偶者暴力防止法の改正（被害者の子への接近禁止命令等の追加等） ○2006 年 男女雇用機会均等法の改正（性別による差別の禁止等） ○2007 年 配偶者暴力防止法の改正（電話等を禁止する保護命令の追加等） パートタイム労働法の改正 ○2008 年 次世代育成支援対策推進法の改正（一般事業主行動計画の策定・届出義務付けの対象を拡大）
平成 21 (2009) 年	配偶者等からの暴力に悩んでいるが、どこに相談したらよいかわからないという方を、支援に関する情報等を入手できるよう相談機関につなぐための電話番号案内サービス、「DV相談ナビ」を開始した。 平成 21 年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議を開催した。
平成 22 (2010) 年	男女共同参画基本計画（第 3 次）を閣議決定した。
平成 24 (2012) 年	「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が「女性の活躍促進による経済活性化行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」を策定した。

平成 25 (2013) 年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正。同年 12 月、間接差別となりうる措置の範囲見直しや性別による差別事例の追加、セクシャルハラスメントの予防・事後対応の徹底のためのセクハラ指針の見直し等、男女雇用機会均等法施行規則の一部改正を行った。
平成 27 (2015) 年	4 月、UN Women が主要な地域機関や国連加盟国とジェンダー平等や女性のエンパワーメントのための政策対話や政策提言、資源動員の貢献などにおいて体系的に連携ができるよう UN Women 日本事務所が開設される。同年 8 月、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。「女性活躍推進法」）を成立させるとともに、同年 12 月、男女共同参画基本計画（第 4 次）を閣議決定した。

(3) 福島県の取り組み

昭和 53 (1978) 年	青少年課を改組して青少年婦人課とした。
昭和 58 (1983) 年	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定した。
昭和 63 (1988) 年	「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受けて県計画の見直しを行った。
平成 3 (1991) 年	青少年婦人課内に婦人行政係を設置した。
平成 6 (1994) 年	新しい行動計画として女性総合センター(仮称)の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定した。また、同年、青少年女性課と課名を変更し、課内室として女性政策室を設置した。
平成 13 (2001) 年	1月に本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設した。
平成 13 (2001) 年	「第4回世界女性会議」の開催や「男女共同参画2000年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要性が出てきた。こうしたことから、男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的とし、3月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定した。
平成 14 (2002) 年	県内の各界各層の主体的取り組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議を設置した。 また、同年には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」(以下「男女共同参画推進条例」)を制定した。 さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共生センターに男女共同参画推進員を配置した。
平成 17 (2005) 年	「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂し、平成14(2002)年に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方等をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することとした。 また、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置した。

平成 21 (2009) 年	平成 17 (2005) 年に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために新しい施策展開が必要であるとして、平成 22 年度の終期を待たずに 1 年前倒ししてプランを改定した。
平成 24 (2012) 年	東日本大震災の経験から浮き彫りとなった課題を踏まえ、防災・復興の対応において男女共同参画の視点を取り入れる必要がある、また、社会情勢の変化等に対応した取り組みを推進する必要があるとして、プランの一部改定を行った。
平成 28 (2016) 年	「ふくしま創生総合戦略」や国の第 4 次男女共同参画基本計画、女性活躍推進法の成立、平成 27 (2015) 年に行った県民意識調査の結果等を踏まえ、プランの改定を行った。

(4) 二本松市の取り組み

昭和 63 (1988) 年	第三次振興計画を策定し、その中の「婦人の地位向上」の項目において、「自治会等地域自治組織への参加、審議会や議会等重要な政策決定への婦人の参画はごく一部に限られています。また、長い歴史を通して継承されてきた生活習慣や慣習のなかには依然として男女差別意識が現存し、婦人を取り巻く環境は改善されたとはいえない状況にあります。」という認識を示した。 このような認識に立ち、「婦人が自立し、あらゆる分野の参加が可能となるような社会参加の条件整備」と「母性の保護、各種の福祉サービスを通して婦人の福祉の増進」を目標にした。 また、同時に意識の啓発、婦人リーダーの養成、学習機会の充実、母性の保護等を施策に掲げた。
平成 7 (1995) 年	第四次振興計画を策定し、その中の「男女共同社会の実現」の項目において、「依然として、伝統的・固定的な男女の役割意識は強く、能力や個性にあふれた女性の社会進出を阻んでいます。」という認識を示した。
平成 8 (1996) 年	女性に関する施策の総合的な推進を図る目的で「二本松市女性施策推進庁内連絡会議」を設置した。
平成 10 (1998) 年	女性に関する施策の推進に市民の意見を反映させる目的で、学識経験者や関係機関・団体の代表者で構成する「二本松市女性施策推進協議会」を設置した。 同年、「二本松市女性施策推進協議会」の答申を基に、男女共同参画基本計画「にほんまつ男女共同参画プラン」を策定した。
平成 11 (1999) 年	市内小・中学校における男女混合名簿の完全実施や市役所において初の女性管理職の登用があった。

■ 二本松市男女共同参画基本計画

平成 12 (2000) 年	市長提案を受け、市議会において「男女共同参画都市宣言文」が議決された。
平成 13 (2001) 年	内閣府の共催事業として「男女共同参画都市宣言式典」を福島県男女共生センターにおいて開催した。
平成 15 (2003) 年	「二本松市男女共同参画推進条例」を公布・施行し、「二本松市男女共同参画審議会」を設置した。
平成 17 (2005) 年	12 月 1 日、1 市 3 町の合併に伴い、新市「二本松市男女共同参画推進条例」を公布・施行した。
平成 18 (2006) 年	「二本松市男女共同参画審議会」と「男女共同参画社会推進庁内連絡会議」を設置した。
平成 19 (2007) 年	3 月、「二本松市男女共同参画推進条例」に基づき「二本松市男女共同参画基本計画」を策定した。
平成 22 (2010) 年	6 月、20 歳以上の市民 1,000 人を対象に、「男女共同参画に関する市民アンケート」を実施した。
平成 24 (2012) 年	2 月、アンケートの結果をふまえ、「二本松市男女共同参画推進条例」に基づき、「二本松市男女共同参画基本計画」を策定した。
平成 29 (2017) 年	1 月、20 歳以上の市民 1,000 人を対象に、「男女共同参画に関する市民アンケート」を実施した。

3 計画の位置付け

この計画は、二本松市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、国の「男女共同参画基本計画」、県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえて策定したものであるとともに、「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」第 14 条第 3 項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」にあたり、「女性活躍推進法」における推進計画に位置付けられる部分を第 4 章に含むものです。

また、「男女共同参画の推進」は、合併後の二本松市最初の総合計画である「二本松市長期総合計画」及び平成 28 年 3 月策定の「新二本松市総合計画」の中でも取組み事項の 1 つとして挙げられており、「新二本松市総合計画」及び「二本松市子ども・子育て支援事業計画【次世代育成支援地域行動計画】」、「二本松市第七次高齢者福祉計画・第六期介護保険事業計画」並びに「二本松市地域防災計画」等の二本松市の他の部門計画との整合性を図ります。

4 計画の期間

この計画の計画期間は、平成 29 (2017) 年度から平成 33 (2021) 年度までの 5 年間としますが、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

第2章 二本松市の概況

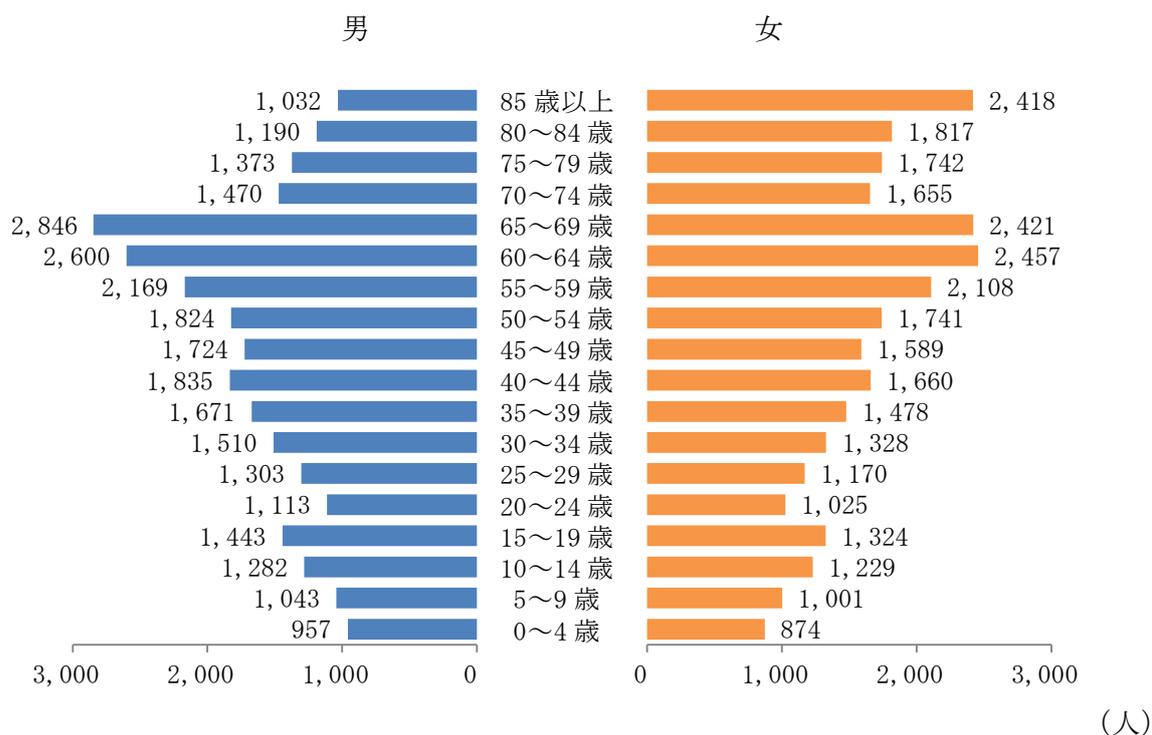
第2章 二本松市の概況

1 二本松市の概況

(1) 二本松市の人口

二本松市の人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在で 57,422 人となっており、55～69 歳の年齢層で多くなっています。性別で比較すると、70 歳以上の高齢層では女性の方が多くなっており、女性の高齢化が進んでいることが分かります。

人口ピラミッド (平成 28 年 10 月 1 日現在)



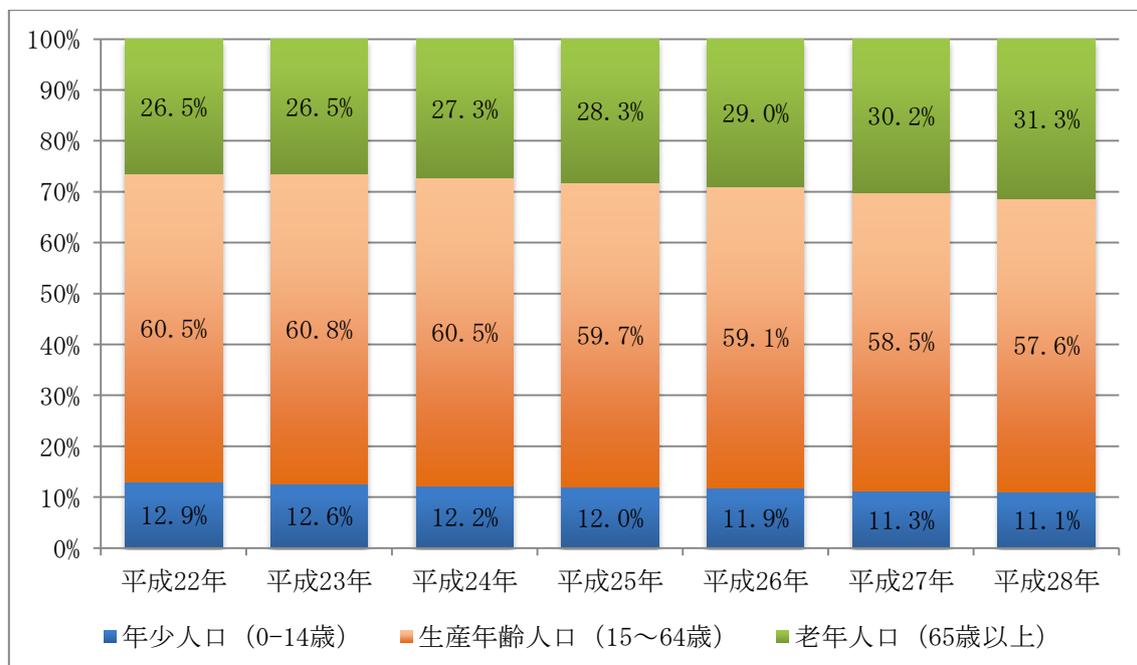
資料：福島県現住人口、平成 27 年国勢調査

※ 「福島県現住人口 (平成 28 年 10 月 1 日)」の実数に「平成 27 年国勢調査年齢・国籍不詳をあん分した人口」(あん分人口－実数)を加算した数値

(2) 年齢3区分別人口の推移

人口の推移を、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分で見ると、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口は平成28年には31.3%と増加傾向にあり、少子高齢化が確実に進行しています。

年齢3区分別人口の推移



※小数点以下の端数により、合計値が100.0%にならない場合がある。

(人)

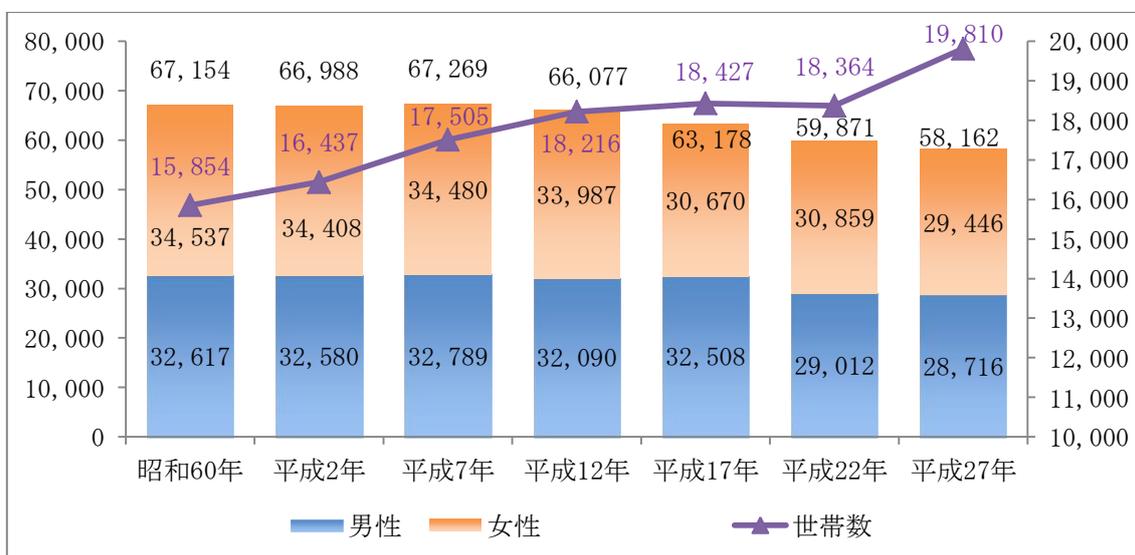
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
年少人口 (0-14歳)	7,746	7,415	7,057	6,840	6,710	6,570	6,386
生産年齢人口 (15-64歳)	36,243	35,706	34,836	34,012	33,313	34,036	33,072
老年人口 (65歳以上)	15,882	15,582	15,722	16,086	16,363	17,556	17,964

資料：「福島県現住人口（毎年10月）」の実数に「平成22年国勢調査（年齢不詳は社人研による。）」及び「平成27年国勢調査年齢・国籍不詳をあん分した人口」（あん分人口－実数）を加算した数値

(3) 人口・世帯数の推移

人口と世帯数の推移を見ると、人口は減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行している状況が見られます。

人口・世帯数の推移

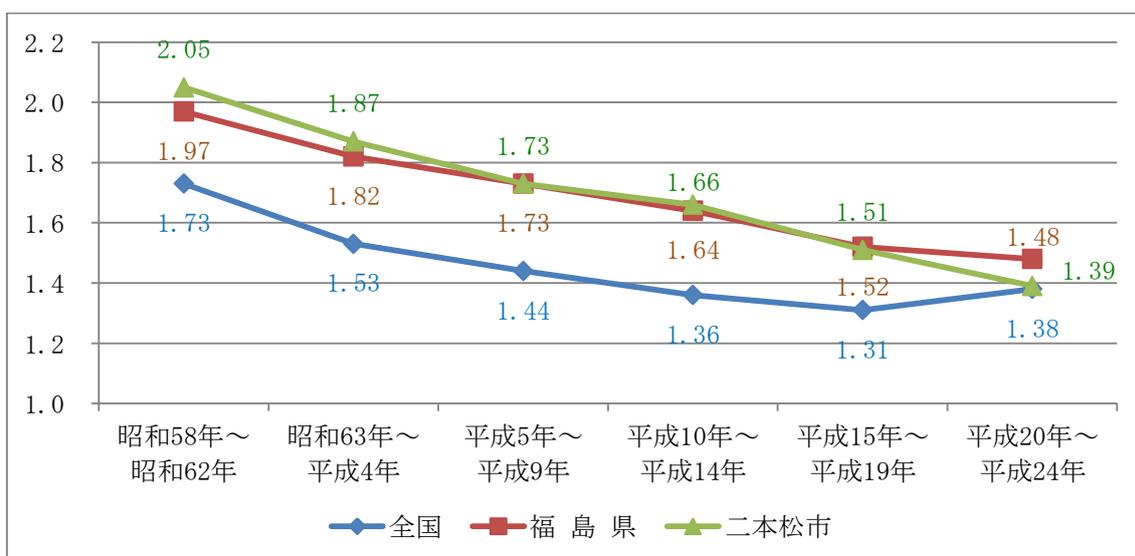


資料：国勢調査

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、平成15年～19年までは、おおむね県の値と同じ値で推移していましたが、平成20年～24年では1.39と県の1.48を下回っています。

合計特殊出生率の推移

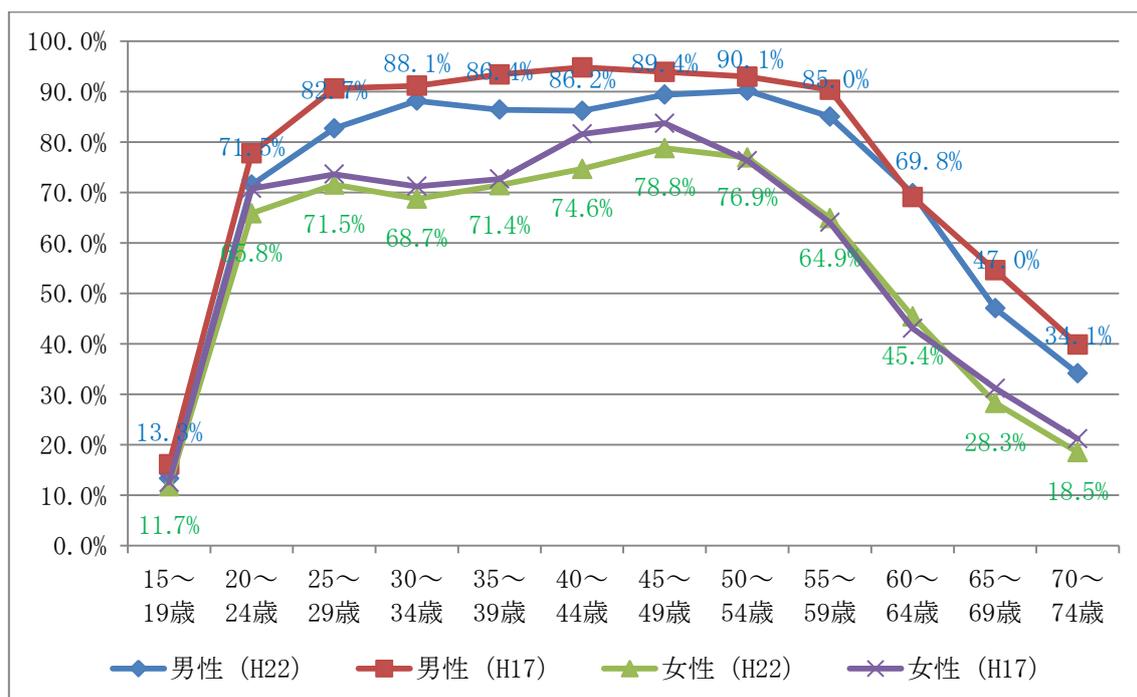


資料：人口動態統計特殊報告

(5) 就業率

性別ごと5歳階級ごとの就業率を見ると、いずれの年齢層でも女性が男性の就業率を下回っています。男性の就業率の折れ線は15～29歳にかけて上昇し、55歳以上において減少する台形型となっています。それに対し、女性では15～29歳にかけて上昇し、39歳まではほぼ横ばい、45～49歳でピークとなり、以降は減少に転じる概ねM字型の曲線を示しています。女性においては、結婚・出産・育児のサイクルが就業率に影響を及ぼしていると考えられます。

性年齢（5歳階級別）就業率（平成22年）



資料：国勢調査

2 男女共同参画に関する市民アンケートの概要

平成29年1月に、二本松市における男女共同参画の現状と市民の男女共同参画に関する意識を把握し、今後の男女共同参画行政施策の参考資料とするため、市内在住の20歳以上の方1,000人を対象に「男女共同参画に関する市民アンケート」を実施しました。

(1) 調査実施の概要

調査対象	市内に在住する20歳以上の方1,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
有効回収数	389件（有効回収率 38.9%）
調査時期	平成29年1月

(2) 回答者の属性

① 居住地域



※小数点以下の端数により、合計値が100.0%にならない場合がある。

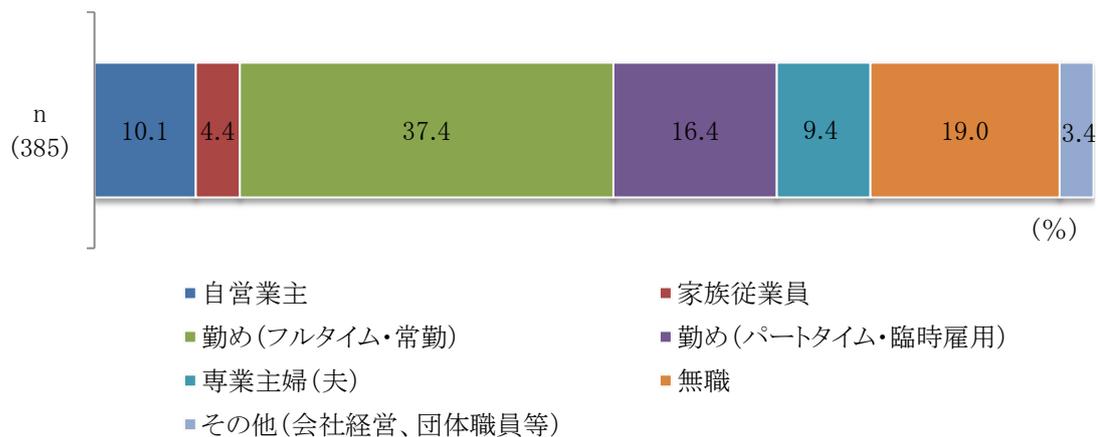
② 性別



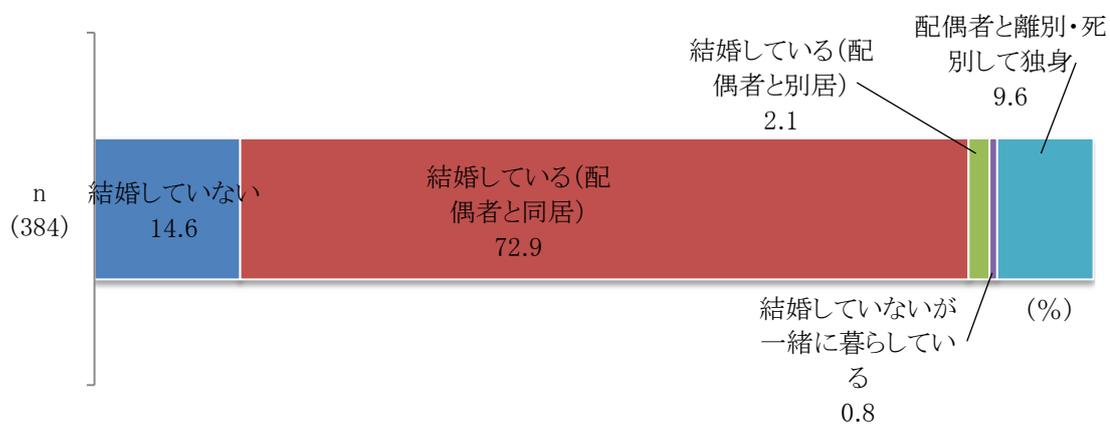
③ 年齢



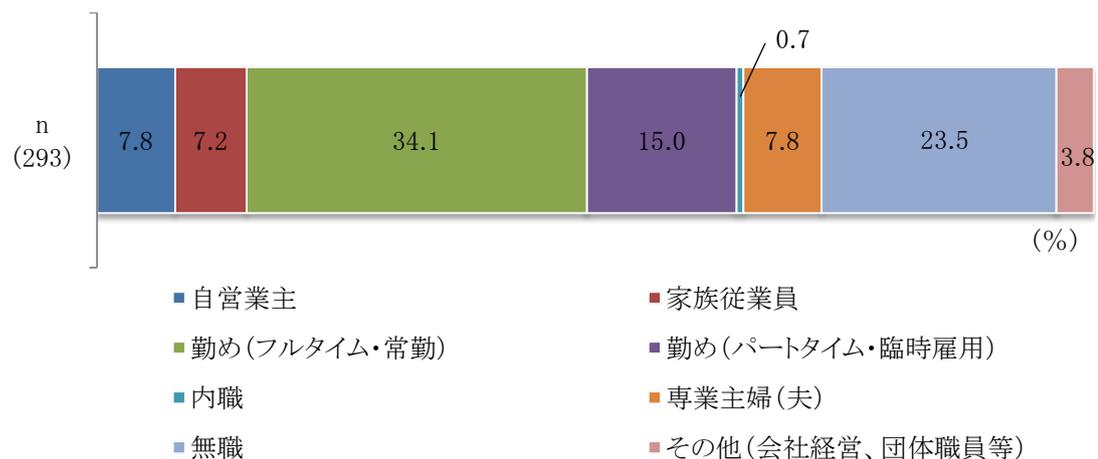
④ 職業



⑤ 婚姻の状況



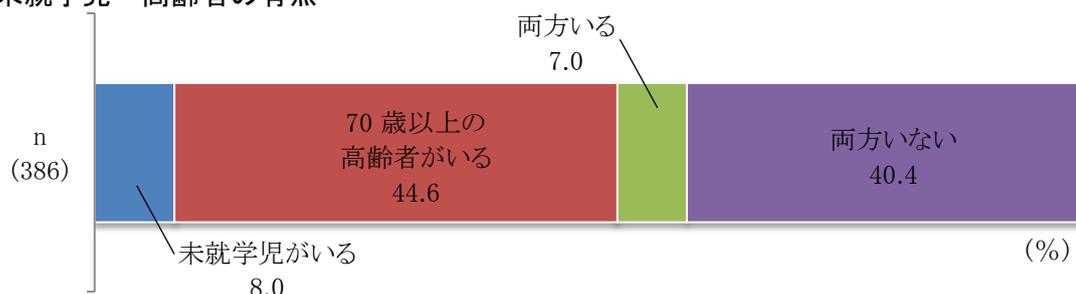
⑥ パートナーの職業



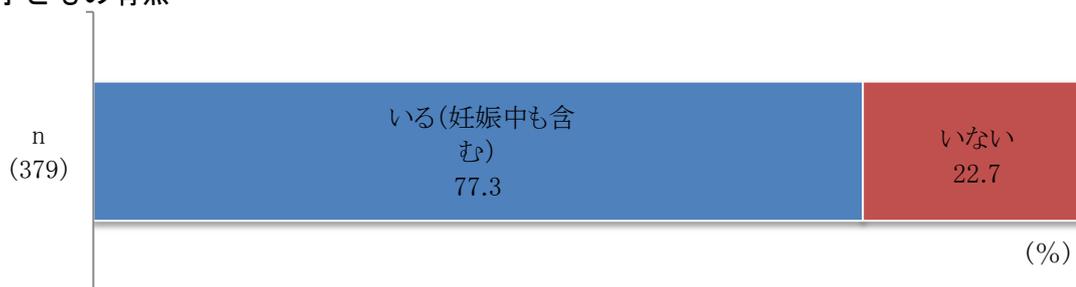
⑦ 家族構成



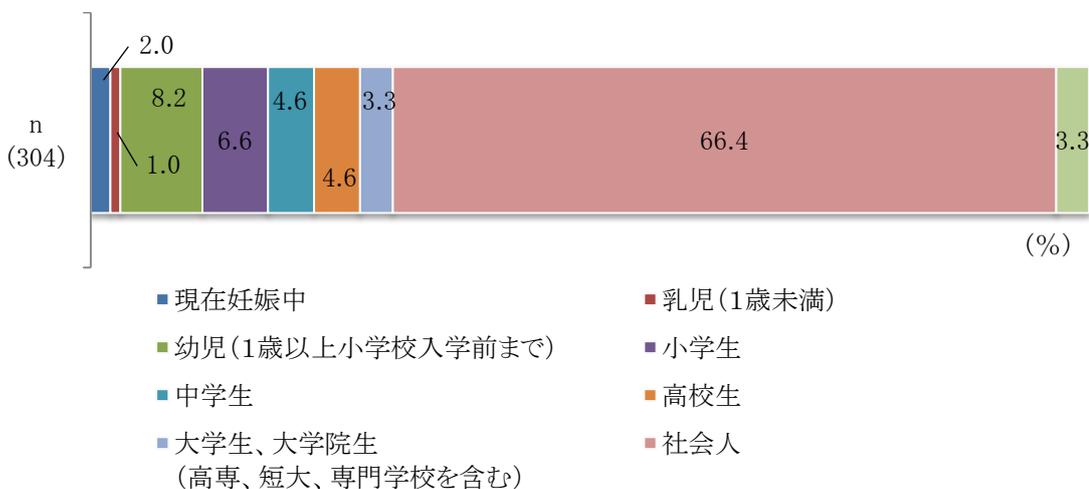
⑧ 未就学児・高齢者の有無



⑨ 子どもの有無



⑩ 子どもの年齢等



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわらず、
自己の能力を自らの意志に基づいて発揮することができ、
あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会

具体的には、次のような社会です。

- ① 個人が、自らの意思に基づき、その個性に応じて
主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会
- ② すべての人が、性別による差別的取り扱いを受けることなく、
互いの性と人権が尊重される社会
- ③ 誰もが、性別にとらわれることなく、充実した
家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会
- ④ 国籍に関わらず、一人ひとりが多様な価値観・文化を受容し、
世界の人びとと連携して共生できる社会

2 計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策について次の4つの視点で計画を推進します。

- ① 人権の尊重と男女平等の実現
- ② 社会的性別（ジェンダー）の視点の浸透
- ③ 女性のエンパワーメントの推進と活躍のための環境整備
- ④ 地域の実情を踏まえた主体的な取組、推進体系の強化

※ジェンダー…人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※エンパワーメント…力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

3 計画の基本目標

基本理念を具体的な施策として実施していくため、次の4つを計画の基本目標とし、施策を体系づけています。

【基本目標Ⅰ】あらゆる分野における女性の活躍

男女がともに社会で活躍するため、誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、各人の価値観を反映した多様なライフスタイルの実現を可能にする環境づくりを推進します。

また、これまでの男性に多く見られた職場優先の働き方の見直しを推進し、子育てや介護などの家庭での責任を男性も積極的に担うように啓発に努めます。そのためには、企業や職場の協力を得て家庭と仕事の両立を支援し、男女が安心して子育てや介護等ができる環境づくりを推進します。

意思決定の場などにおいては男性の活躍する場面が多くなっていますが、女性においても自らの能力を高め、活躍の場を広げていくために様々な分野に参画していけるようチャレンジする意識の発揚を支援します。

【基本目標Ⅱ】男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

暴力はその対象の性別や年齢、加害者と被害者の関係を問わず、決して許されるものではありません。市民一人ひとりの意識を高め、あらゆる暴力の発生を防ぐとともに、特に被害に悩む女性に対する支援を進めます。

また、男女が互いの身体の特性を理解し合い、相手を思いやる意識を持つとともに、健康状態に応じた的確に自己管理ができるよう啓発を行い、生涯を通じて健康に暮らせるよう健康づくりを支援する環境づくりを進めます。

【基本目標Ⅲ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、職場、家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを対等な人格として認め、支え合い、尊重し合うことが不可欠です。

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、県・市町村といった行政や多様な団体による広報・啓発を推進し、全市的な取組みを目指します。

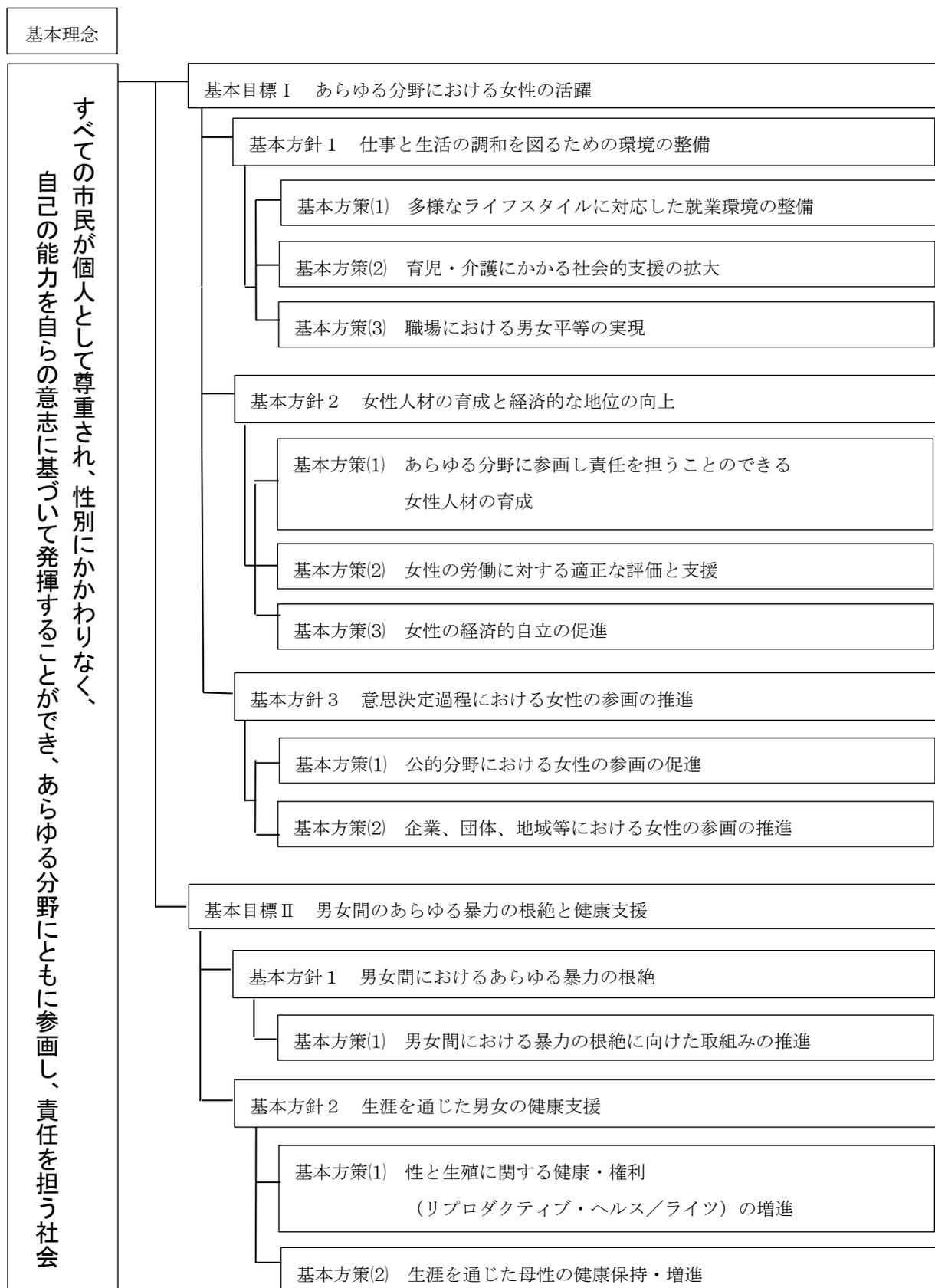
家庭や学校教育、地域等のさまざまな活動の場において、男女共同参画社会についての理解を深め、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

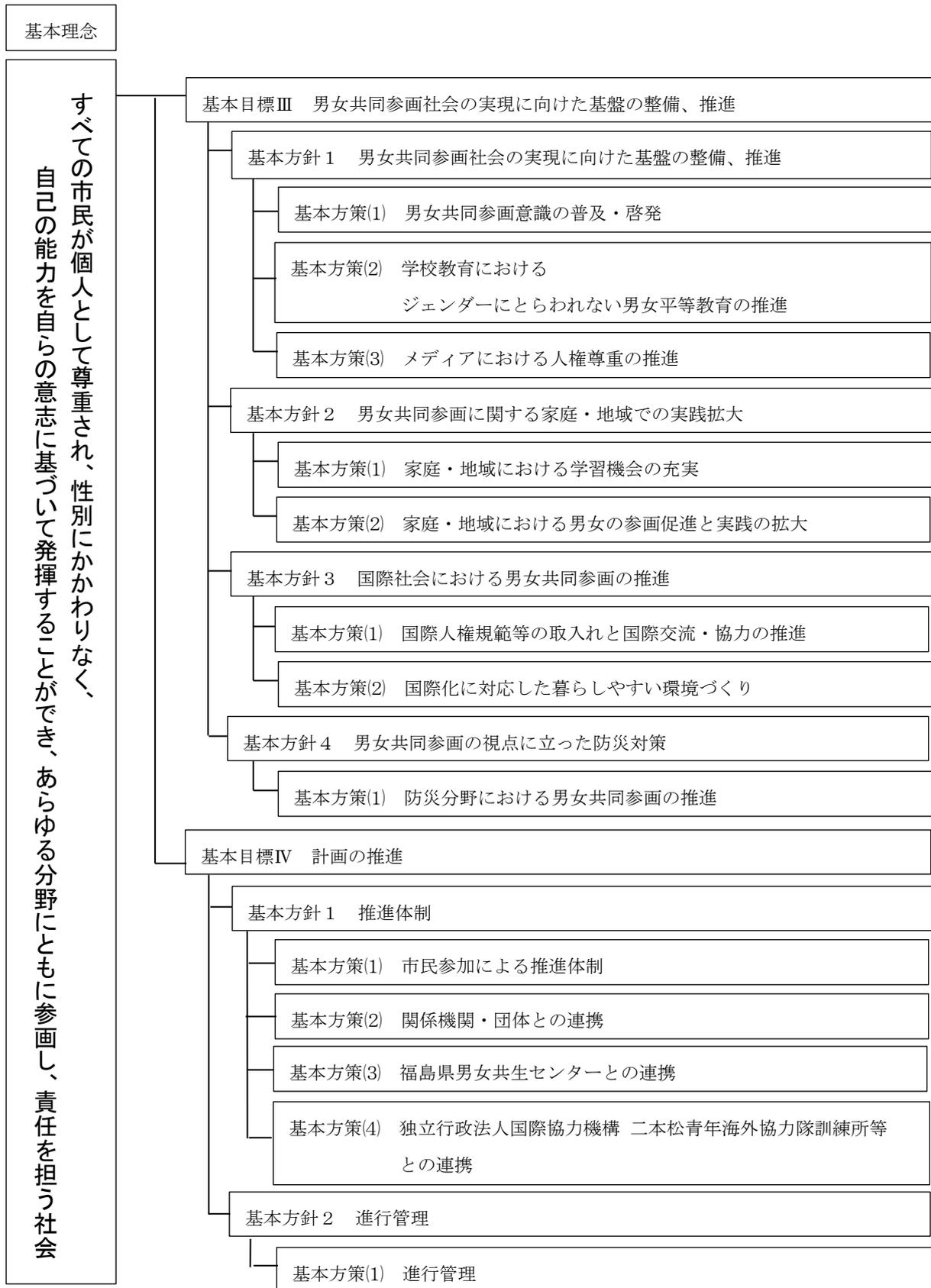
【基本目標Ⅳ】計画の推進

基本目標Ⅰ～Ⅲの基本目標及び本計画を推進するため、県、市町村といった行政、関係機関との連携を含めた男女共同参画社会に向けての推進体制、進行管理を行います。

基本理念である「すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意志に基づいて発揮することができ、あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会」づくりを推進します。

4 男女共同参画基本計画の体系





第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

【基本目標Ⅰ】あらゆる分野における女性の活躍

男女が共に仕事と生活を両立しつつ、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できるようにするには、仕事と育児の両立に対する支援や固定的な性別役割分担意識の減少に向けた意識啓発が必要となります。

【成果目標】

	現状値	目標値（平成 32 年度）
事業所等人材育成研修 女性受講割合	39.69% （平成 27 年度）	45.00%
地元企業説明会 女子生徒参加割合	52.1% （平成 28 年度）	50.0%
出会いの場の提供	年 4 回 （平成 26 年度）	年 6 回
お世話役による成婚	—	年 3 件
合計特殊出生率 （ベイズ推定値）	1.39% （平成 20～24 年平均）	1.58% （年間 20 人増）
待機児童の解消	12人 （平成 26 年度）	0人

基本方針 1 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

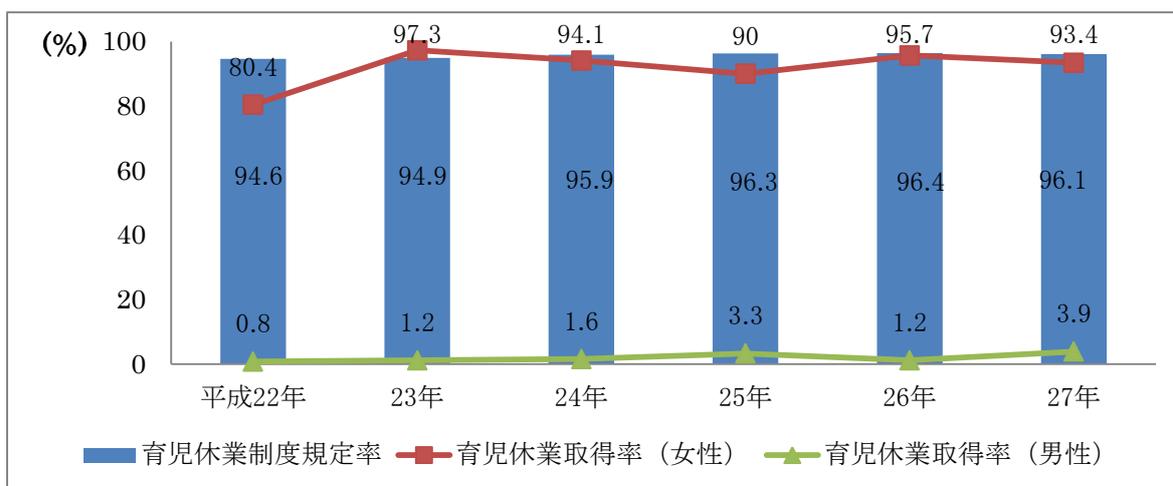
【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに、そのライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択により形成する「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方が重要視されています。

これまでも仕事と子育ての両立支援を中心とした、子どもを産み育てやすいようにするための環境整備が行われてきましたが、子どもや介護を要する高齢者等と暮らす勤労者の家庭にあっては、家庭生活との両立が困難な場面が依然として残っています。

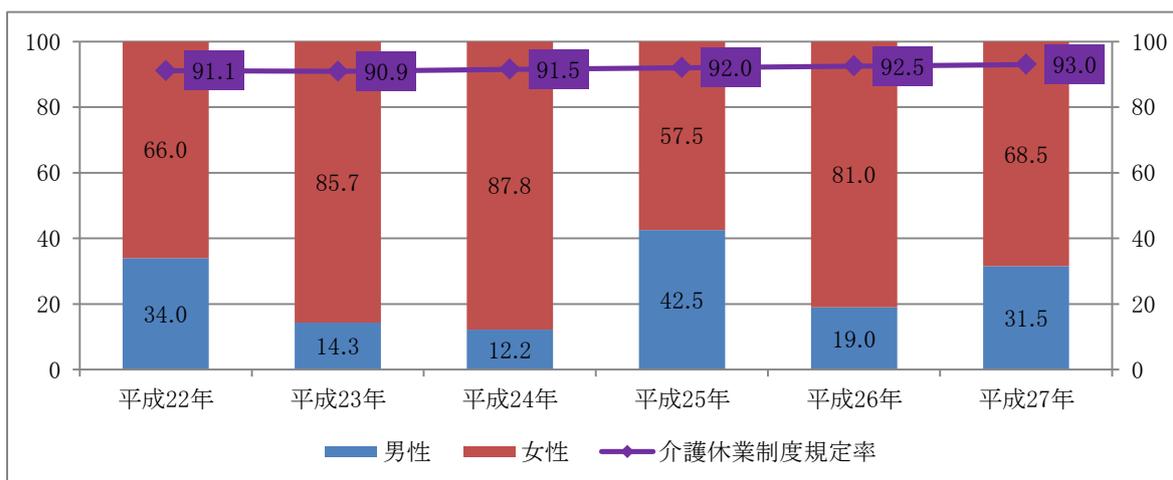
平成 27 年の労働条件等実態調査（平成 27 年福島県）では、福島県内の事業所における育児・介護休業制度の規定率は、育児休業制度で 96.1%、介護休業制度で 93.0%と整備されつつありますが、育児休業取得率は女性 93.4%、男性 3.9%、介護休業取得者の男女比は女性 68.5%、男性 31.5%と、男女の偏りは大きいままとなっており、職場において、男性が育児・介護休業を取得しにくい状況があるものと考えられます。

育児休業制度 規定率と取得率



資料：労働条件等実態調査結果報告書（福島県）

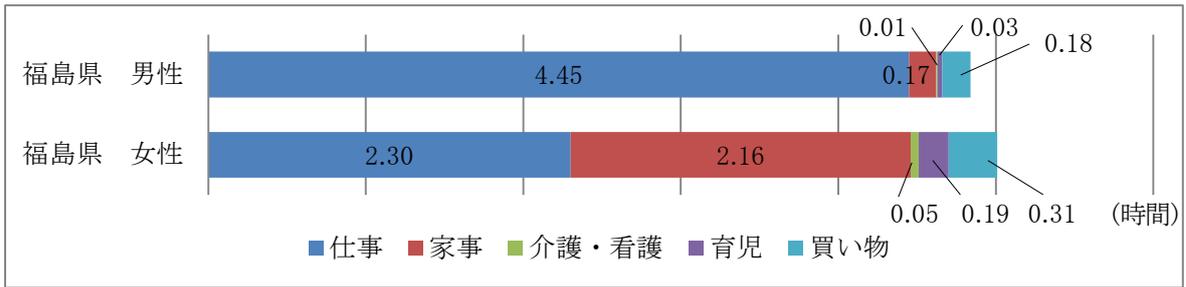
介護休業制度規定率と介護休業取得率の男女比



資料：労働条件等実態調査結果報告書（福島県）

さらに、仕事での労働時間についても男性の方が長時間である傾向が見られ、女性が働く時間を調整したり、仕事を辞めたりすることで、家事や子育て、介護を行っている現状がうかがえます。現在、男性の家庭への参画は徐々に進みつつありますが、依然として、家事・育児・介護等の負担を女性が担うケースが少なくありません。

行動種別活動時間（週全体） - 10歳以上

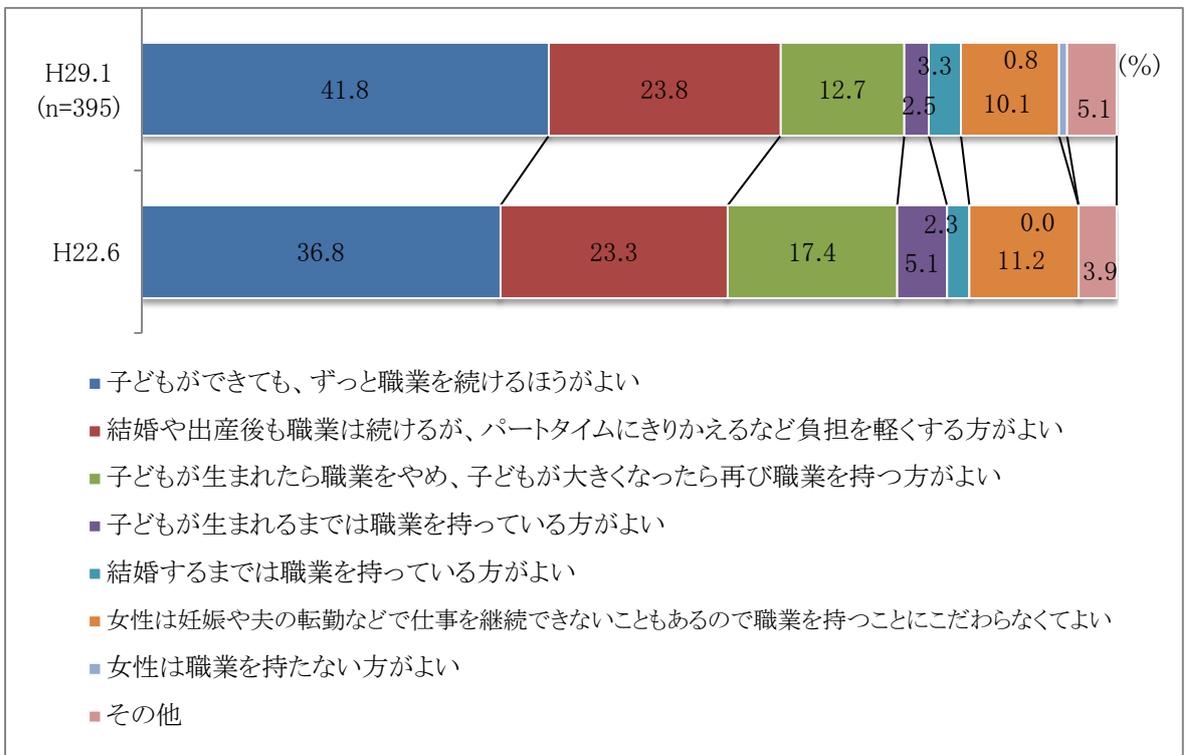


資料：社会生活基本調査（平成23年）

二本松市の就業率の現状（「第2章 二本松市の概況」参照）においては、女性の就業率がいずれの年齢層においても男性の就業率を下回っていることや、概ねM字型の曲線を示していることから、結婚・出産・育児のサイクルにより、やむを得ず女性が離職を選択し、女性が職場において活躍することが困難になっていることが考えられます。

一方で、「女性の働き方」について、男女共同参画に関する市民アンケート（平成29年二本松市。以下「市民アンケート」という）の結果を見ると、前回アンケート（平成22年）の結果と比べ、「子どもが生まれるまで・結婚するまでは、職業を持っている方がよい」と考える人の割合が減少し、「子供ができて、ずっと職業を続けるほうがよい」と考える人の割合が増加しています。

女性の働き方について

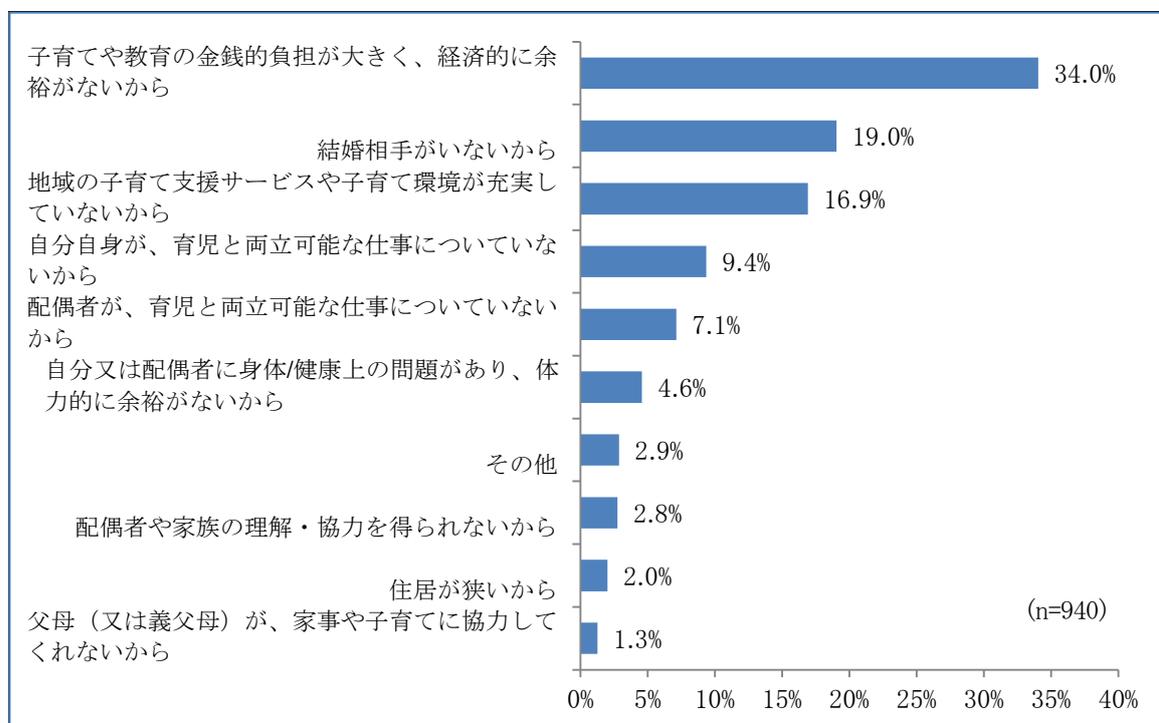


資料：男女共同参画に関する市民アンケート

女性のキャリア形成の中断は、女性の管理職登用率の低さの一因ともなり、職場の意思決定の多くが男性中心に行われることに繋がり、職場における女性の立場を補助的なものとする傾向を生みかねません。

一方で、二本松市の合計特殊出生率（「第2章 二本松市の概況」参照）は、平成20年～24年では県の数値を下回る右肩下がりのグラフとなっており、年々少子化が進行していることがわかります。子どもの出生数の減少の理由について、市民アンケートでは「子育てや教育の金銭的負担が大きく、経済的に余裕がないから」「結婚相手がいないから」「地域の子育て支援サービスや子育て環境が充実していないから」という意見が上位を占めており、育児にかかる経済的負担の解消や、出会いの場の提供、子育て環境の充実が必要とされています。

子どもの出生率の減少の理由

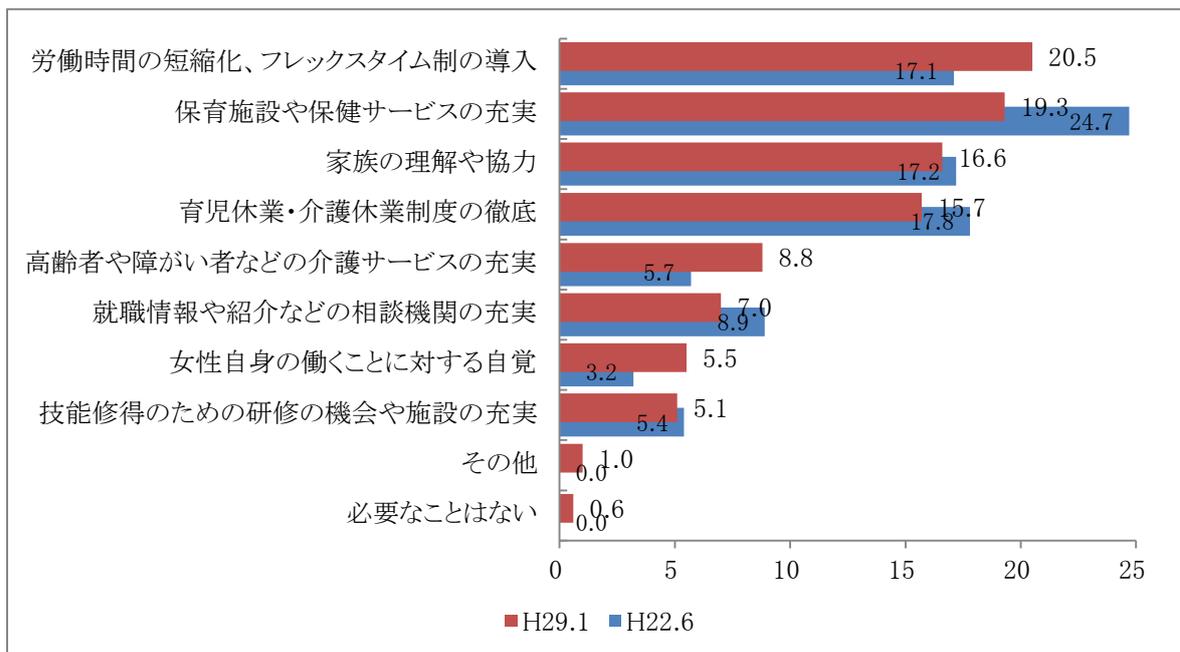


資料：男女共同参画に関する市民アンケート

■ 〇二本松市男女共同参画基本計画

女性が結婚・出産後も働き続けられるための環境整備については、市民アンケートの結果を見ると、「労働時間の短縮化、フレックスタイム制の導入」、「保育施設や保健サービスの充実」「家族の理解や協力」「育児休業・介護休業制度の徹底」が必要であると考えの人が多くなっています。前回アンケート（平成22年）の結果と比較しても、依然高い割合であるが「保育施設や保健サービスの充実」が必要と考える人の割合がやや減少し、「労働時間の短縮化、フレックスタイム制の導入」が必要であると考えの人が増加しています。

女性が結婚・出産後も働き続けられるために必要な環境整備



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

女性の就業継続や男性の家事・育児への参画を推進するためにも、育児や介護に向き合う家庭が安心して生活できる環境の整備、仕事と育児の両立支援、意識啓発や育児・介護休業を取得しやすい環境を整え、男性が家事に参画できる時間のゆとりづくりが必要です。

P. 31～35 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

基本方策（2）育児・介護にかかる社会的支援の拡大

基本方策（3）職場における男女平等の実現

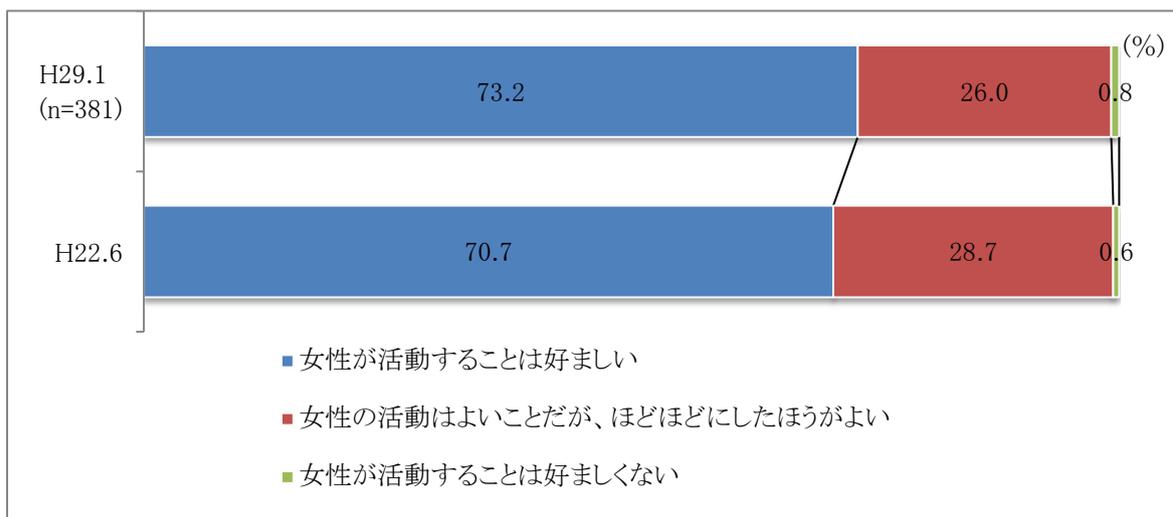
基本方針2 女性人材の育成と経済的な地位の向上

【現状と課題】

女性が地域や社会のために活動することについて、市民アンケートと前回アンケート（平成22年）の結果を比較すると、「女性が活動することは好ましい」と考える人が70.7%から73.2%へ増加し、理由についても「地域や社会のために役立つから」「能力・技能・資格が生かせるから」が増加しています。

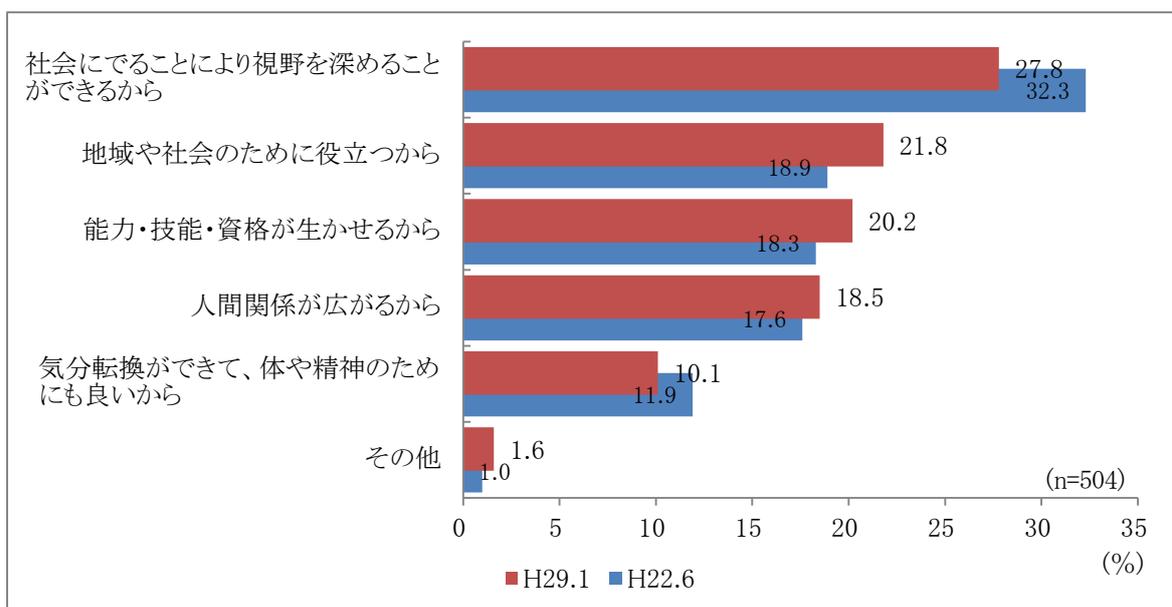
その一方で「女性の活動はよいことだが、ほどほどにしたほうがよい」と考える人が26%、「女性が活動することは好ましくない」と考える人が0.8%となっています。その理由として「女性が外に出て活動すると、家事や育児がおろそかになるから」が50%となっており、前回アンケートと同様、依然として固定的性別役割分担意識が根付いている様子がうかがえます。また、「女性が外に出て活動することに必要性を感じないから」が11.3%となっており、女性の権利に対する理解を進める必要があります。

女性が地域や社会のために活動することについて



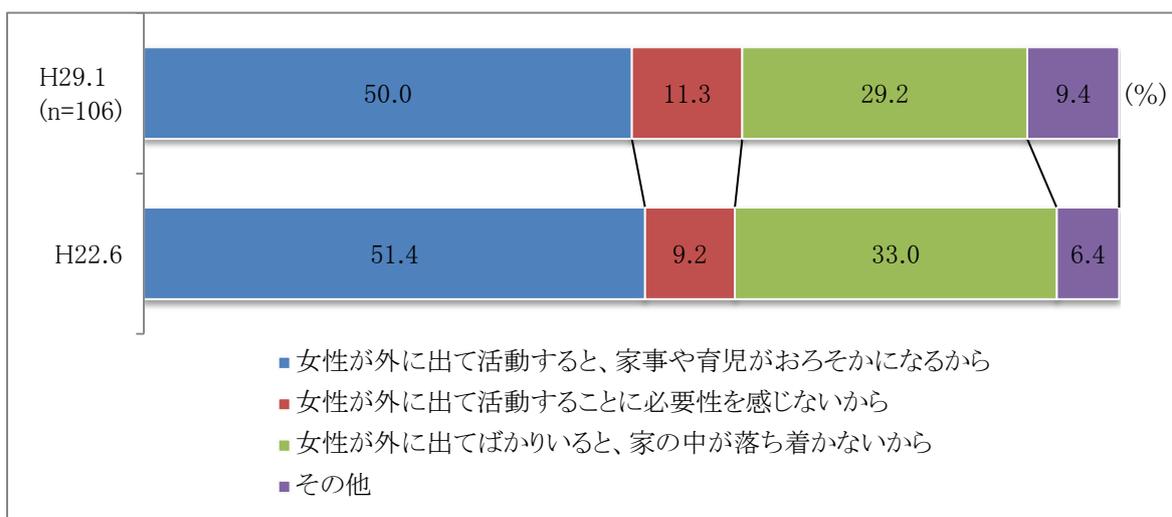
資料：男女共同参画に関する市民アンケート

女性が活動することは好ましいと考える理由



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

女性が活動することは好ましくない・ほどほどにした方がよいと考える理由



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

女性の権利に対する理解を促進するとともに、能力開発の支援や情報提供を行い、女性のエンパワーメントを進め、男性とともに様々な分野に参画する女性の人材を育成していくことが必要です。

P. 38～39 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

基本方策（2）女性の労働に対する適正な評価と支援

基本方策（3）女性の経済的自立の促進

基本方針3 意思決定過程における女性の参画の推進

【現状と課題】

女性の社会進出が進みつつあるものの、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とはいえません。女性があらゆる分野において、意思決定過程に男性と平等に参画することは、女性の意思を社会に反映し、男女共同参画社会を実現するための重要な条件です。

女性活躍推進法を始めとする社会全体における女性活躍の動きの拡大から、「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」取組みへ努力することが求められています。

二本松市における審議会等の女性委員を含む審議会等の割合は65.6%、女性委員の割合は24.3%です。また、女性管理職等の状況については20.9%となっています。その一方で、女性議員の割合、町内会長等に占める女性の割合をみると、いずれも1割未満となっており、女性の占める割合が低くなっています。

社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保するため、指導的地位に女性が占める割合が30%となるよう努力を続けていく必要があります。

市町村における審議会等の女性委員の割合

平成28年4月1日現在

	付属機関・委員会の数			付属機関・委員会の委員数		
	総数	うち女性委員を含む数	割合 (%)	総数	うち女性委員の数	割合 (%)
福島県	1,292	912	70.6	14,630	3,108	21.2
二本松市	32	21	65.6	321	78	24.3

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

市町村議会における女性議員の状況

平成28年4月1日現在

	議員総数 (人)	うち女性議員数 (人)	割合 (%)
福島県	893	67	7.5
二本松市	25	1	4.0

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

女性管理職等の状況（管理職、二役・教育長・議長）

平成28年4月1日現在

	女性管理職（課長相当職以上）		
	管理職総数	うち女性管理職数	女性割合 (%)
福島県	2,114	239	11.3
二本松市	86	18	20.9

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

町内会長等に占める女性の割合

平成28年4月1日現在

	名称	総数	うち 女性の数	女性割合 (%)
福島県	区長、町内会長	6,042	205	3.4
二本松市	区長、町内会長	373	10	2.7

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

PTA会長に占める女性の割合（市町村立）

平成28年4月1日現在

	幼稚園			小学校		
	総数	うち 女性の数	女性割合 (%)	総数	うち 女性の数	女性割合 (%)
福島県	147	61	41.5	436	25	5.7
二本松市	11	4	36.4	16	0	0.0

	中学校			全体		
	総数	うち 女性の数	女性割合 (%)	総数	うち 女性の数	女性割合 (%)
福島県	209	15	7.2	792	101	12.8
二本松市	7	0	0.0	34	4	11.8

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

農業委員数

平成27年10月1日現在

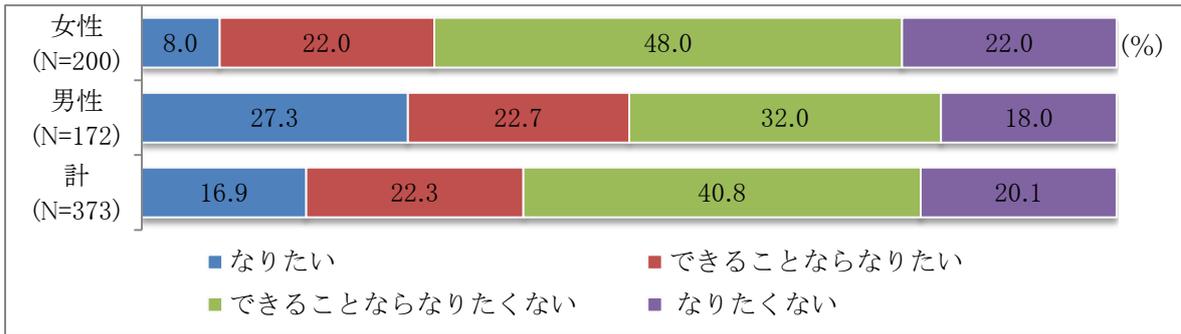
	農業委員実数(人)	男性(人)	女性(人)	女性の割合(%)
福島県	1,161	1,102	59	5.1
二本松市	35	34	1	2.9

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

また、仕事をするうえでリーダーや管理職になることについて、市民アンケートの結果を見ると、女性の約3割、男性の5割が「なりたい」、「できることならなりたい」と回答しています。男女ともその理由として「能力を活かした仕事がしたい」との回答が多くなっていることから、男女を問わずその能力を発揮してもらうため、女性の登用促進のための啓発を進めていく必要があります。

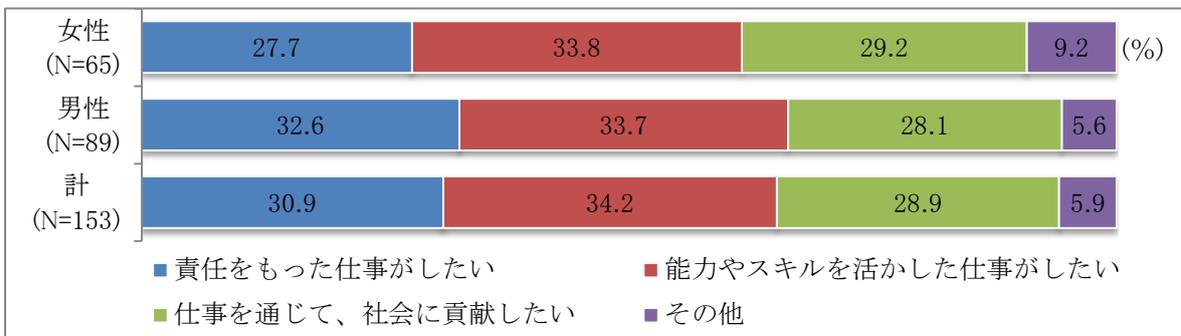
その一方で、女性の約7割、男性の5割が「なりたくない」、「できることならなりたくない」と回答しています。女性では「能力やスキルが十分でない」、男性では「人間関係で苦労したくない」との理由が多くなっていることから、それぞれのライフステージをとおして誰もがいつでも学べる機会を持てるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムの充実や、男女が共にお互いを尊重し合える、働きやすい職場環境の実現をめざしていく必要があると考えられます。

仕事をするうえでリーダーや管理職になることについて



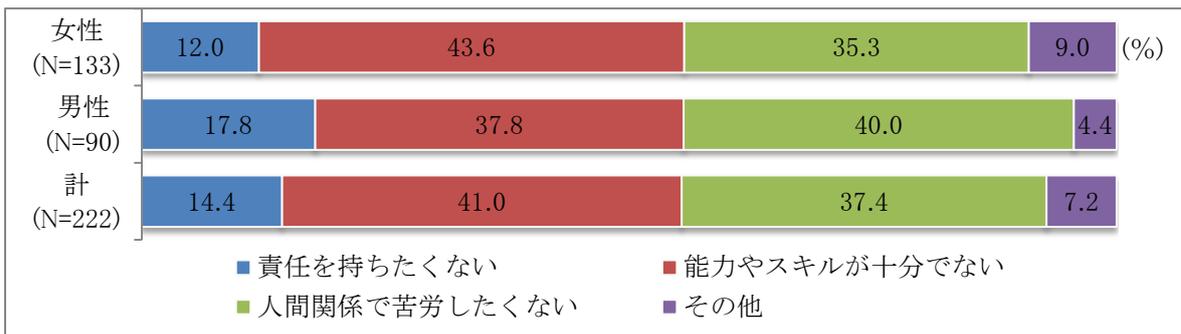
資料：男女共同参画に関する市民アンケート (※性別不明あり)

リーダーや管理職に「なりたい・できることならなりたい」理由



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

リーダーや管理職に「なりたくない・できることならなりたくない」理由



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

女性の活動、活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現へとつながるものであり、あらゆる分野における女性の活躍を推進していく必要があると考えられます。

P. 43～44 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）公的分野における女性の参画の促進

基本方策（2）企業、団体、地域等における女性の参画の促進

【基本目標Ⅱ】男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

女性に対する暴力は、人間の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。また、生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、特に、女性は妊娠・出産など、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）が重要な人権として認識される必要があります。

【成果目標】

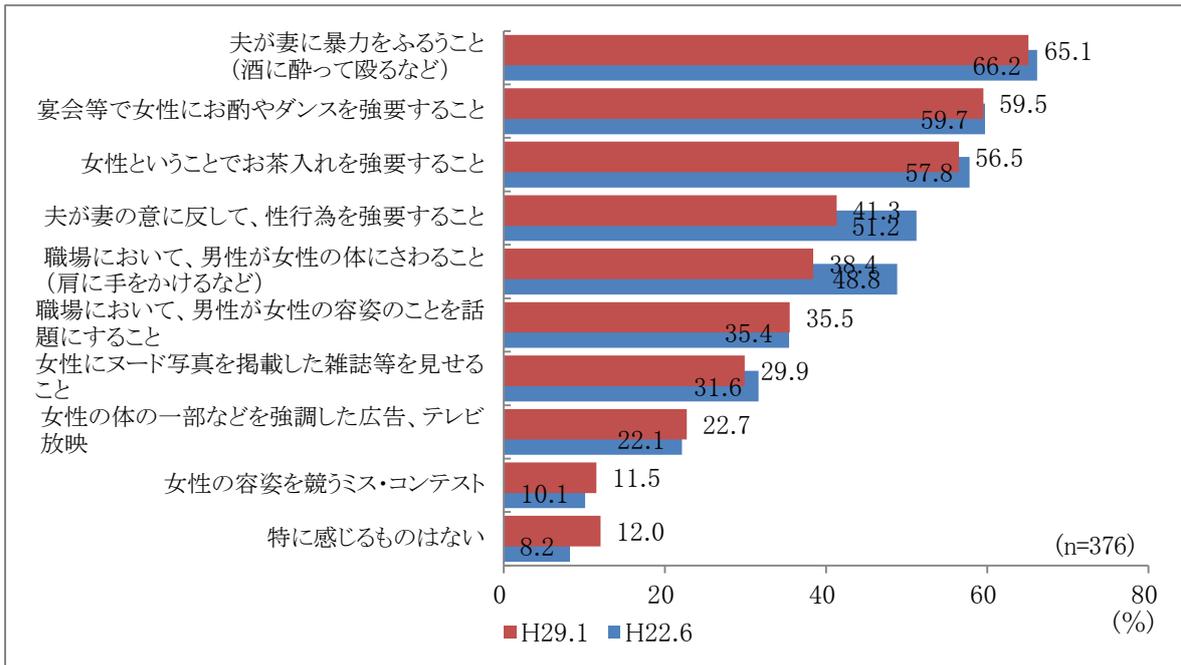
	現状値（平成28年度）	目標値（平成32年度）
職場におけるセクシュアル・ハラスメントを受けた経験の有無（言葉や意味は知っているが、実例がない割合）	72.6%	80%
ドメスティック・バイオレンスの経験の有無（言葉や意味は知っているが、実例がない割合）	64.8%	80%

基本方針1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者、恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合被害者は女性です。これらの暴力は、固定的な性別役割分担や家庭・社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女の置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。

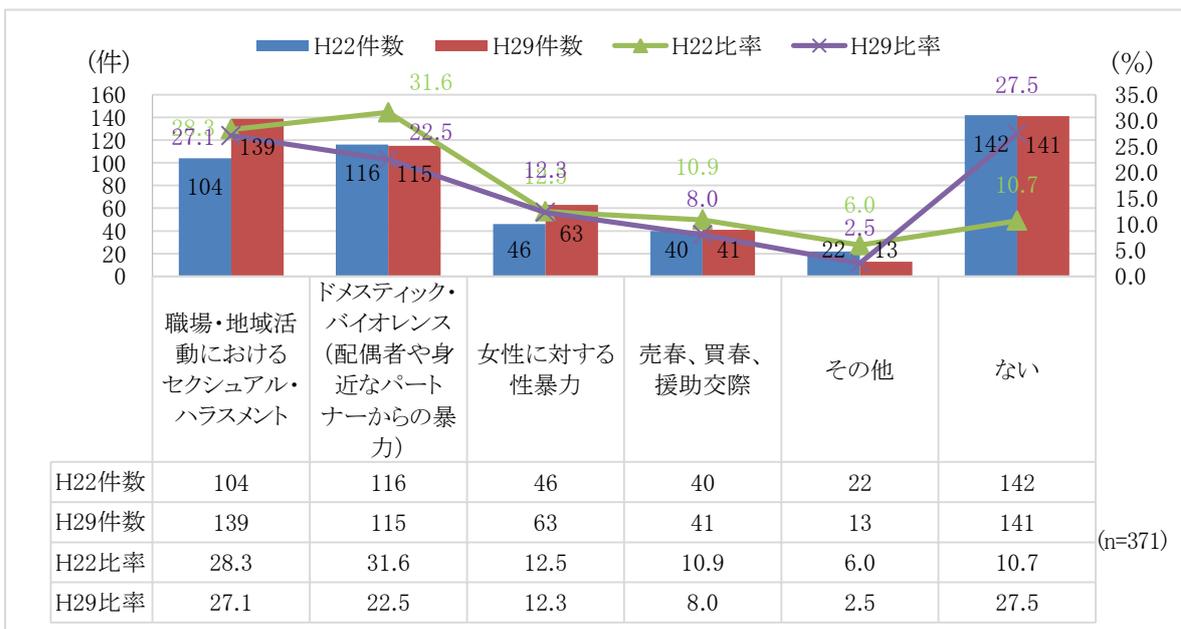
女性の人権が尊重されていないと感じるもの



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

「身近で実際に見聞きした女性に対する暴力」について、市民アンケートの結果をみると27.5%の人が「ない」と回答をしていますが、依然として「職場・地域活動におけるセクシュアル・ハラスメント」と「ドメスティック・バイオレンス (配偶者や身近なパートナーからの暴力)」など、暴力が存在していることがわかります。

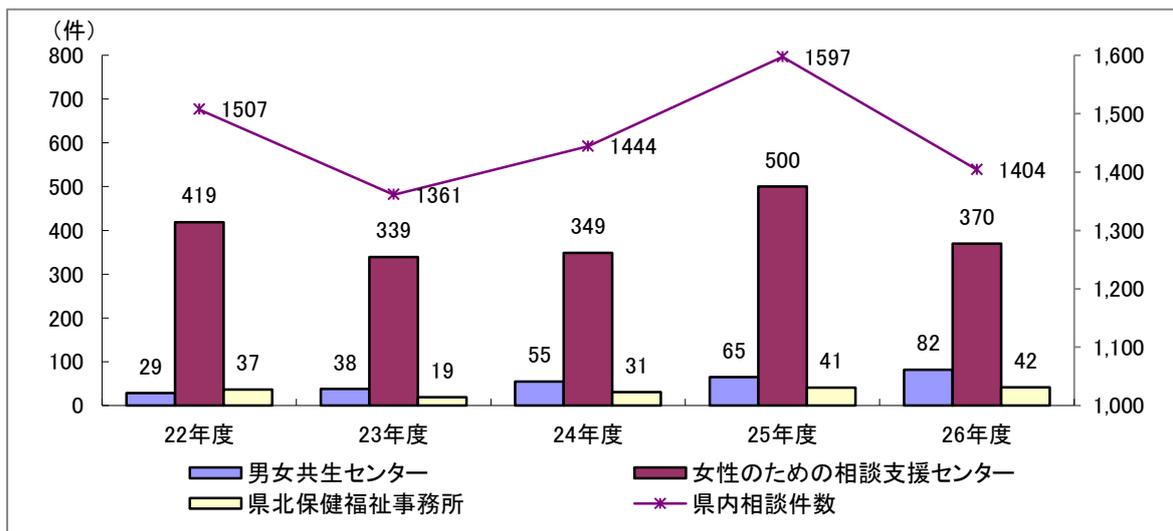
実際に見聞きした女性に対する暴力



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

また、福島県における配偶者からの暴力が関係する相談件数の推移をみると、全体の件数は毎年10%程度の増減があり、女性のための相談支援センター（福島市）の件数も同じような形で推移をしている一方で、男女共生センター（二本松市郭内）においては相談件数の増加がみられています。

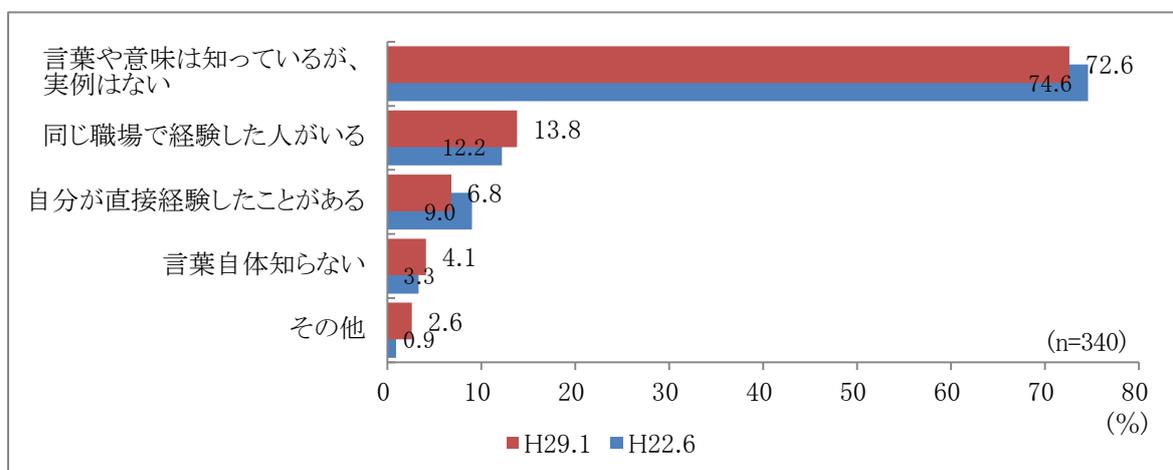
配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数



資料：福島県女性のための相談支援センター「平成27年度女性保護事業概要（平成26年度実績）」

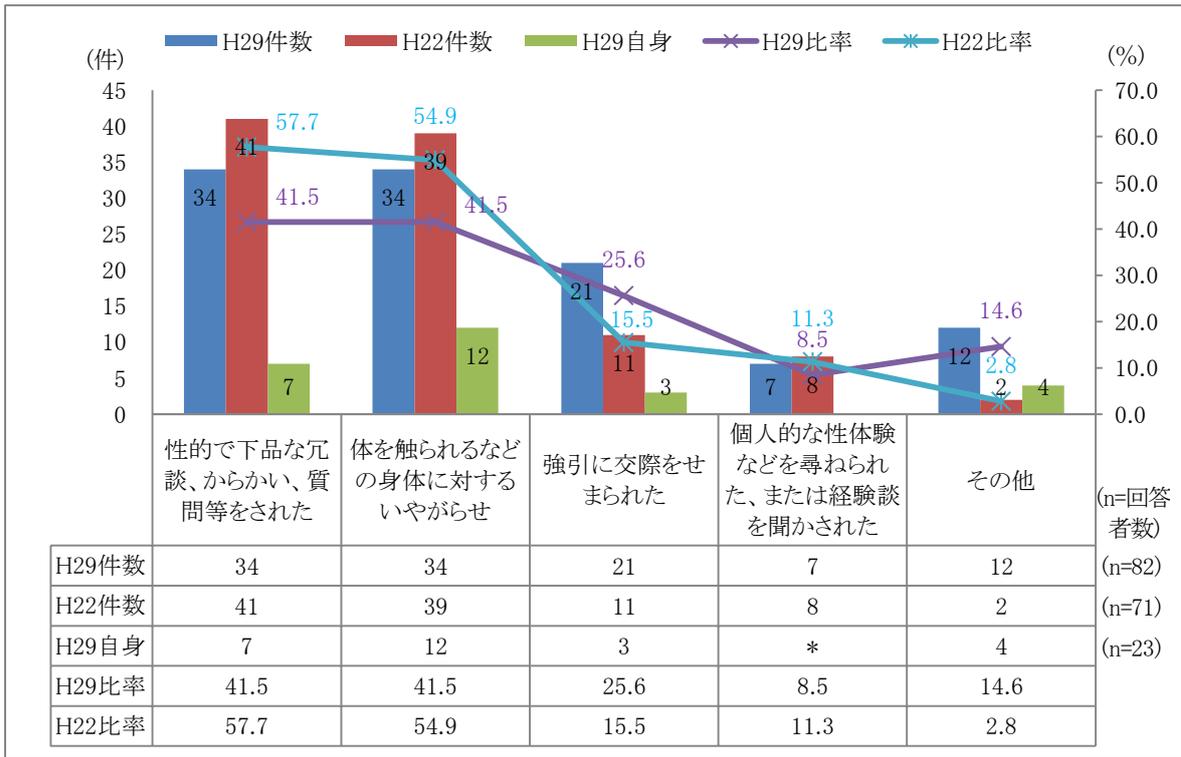
職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、「被害の実例はない」というケースがアンケート回答の7割を占めているものの、その一方で「同じ職場で経験した人がいる」「自分が直接経験したことがある」というケースが約2割見られます。「性的で下品な冗談、からかい、質問等をされた」、「体を触られるなどの体に対するいやがらせ」については前回アンケートよりも件数、割合ともに減少していますが、依然として4割以上存在しています。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントを受けた経験の有無



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

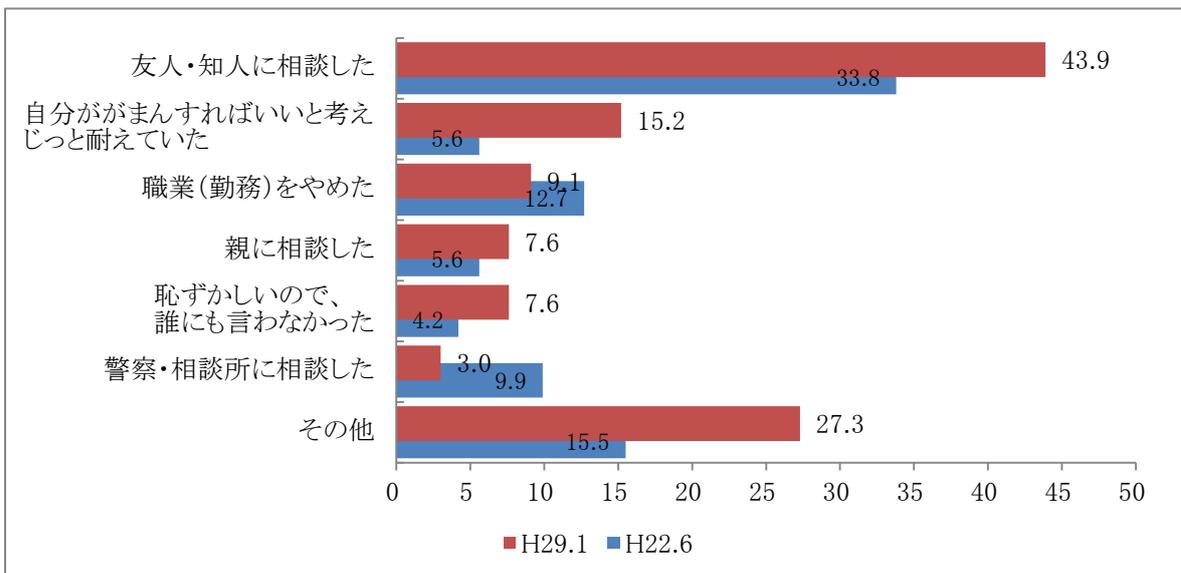
受けたことのあるセクシュアル・ハラスメント



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

また、その被害について「自分がかまんすればいいと考えじっと耐えていた」という回答の割合が前回アンケートに比べ増えており、問題が潜在していることがうかがえます。被害について、一人で抱え込むことのないよう、相談先の周知が必要です。

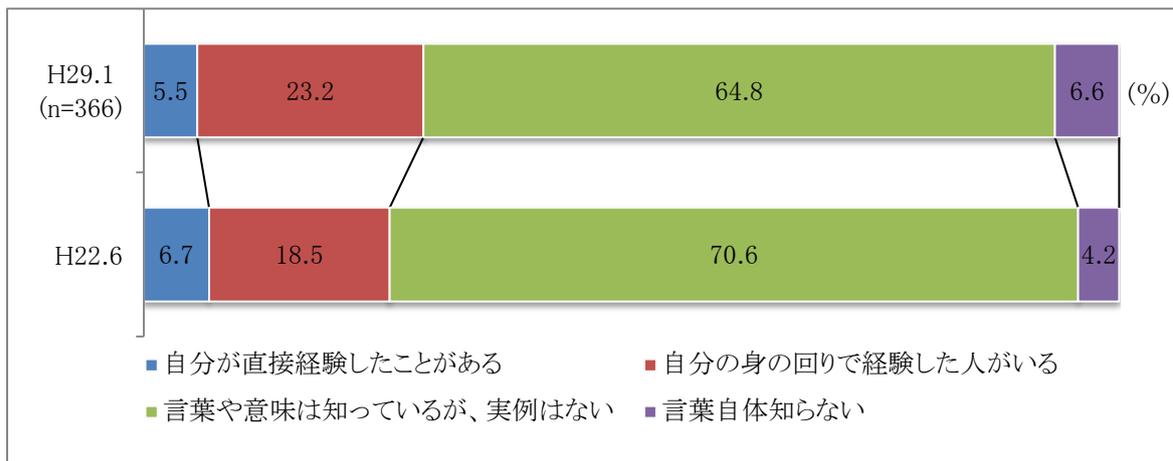
セクシュアル・ハラスメントを受けた際の対処



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

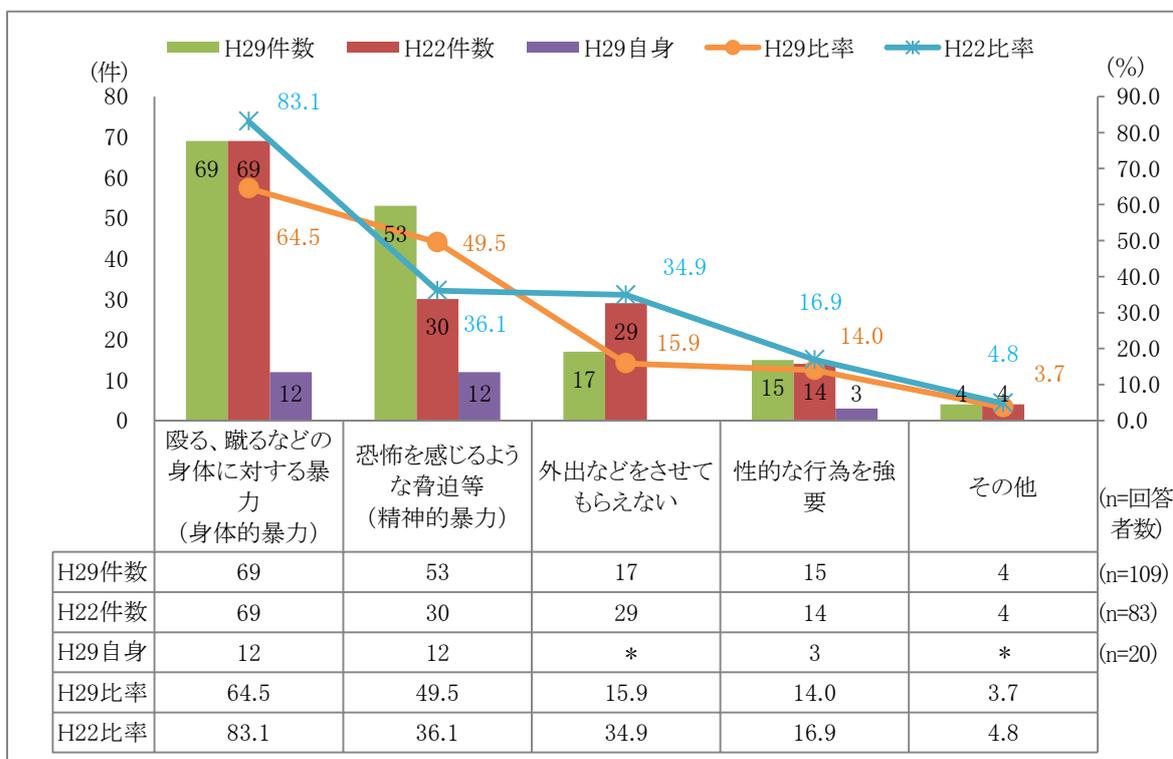
ドメスティック・バイオレンス（配偶者や身近なパートナーからの暴力）については、前回アンケート（平成22年）と比較すると「自分が直接経験したことがある」と回答している人の割合は減少した一方で、「自分の身の回りで経験した人がある」と回答している人の割合が増えています。近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などのインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、被害について認識しやすくなっていることが考えられます。

ドメスティック・バイオレンスの経験



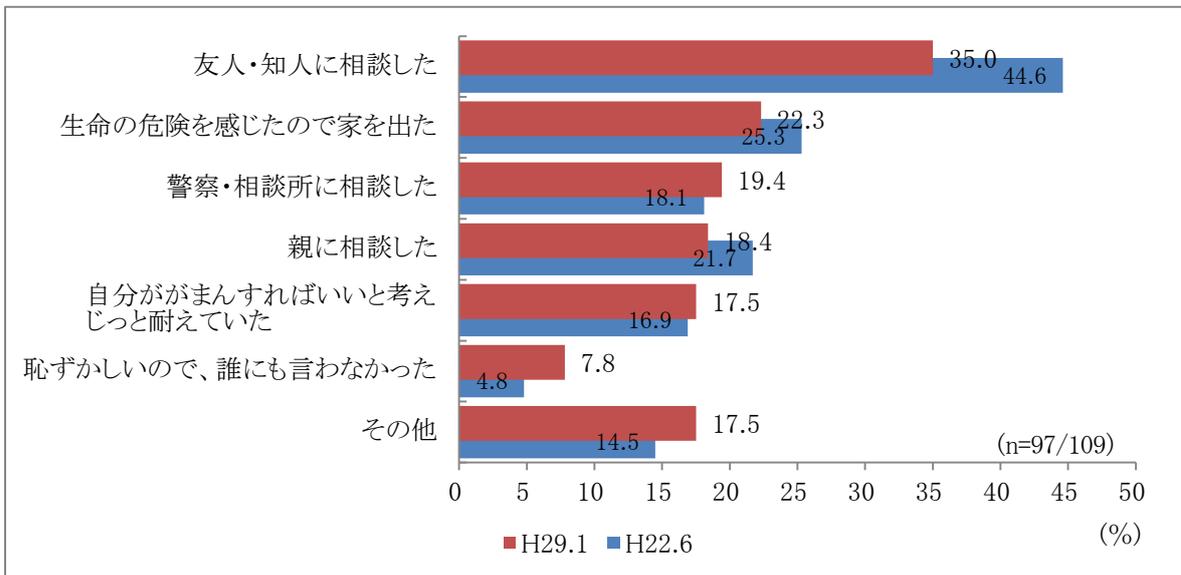
資料：男女共同参画に関する市民アンケート

自身・知人が受けた暴力



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

暴力を受けた際の対処

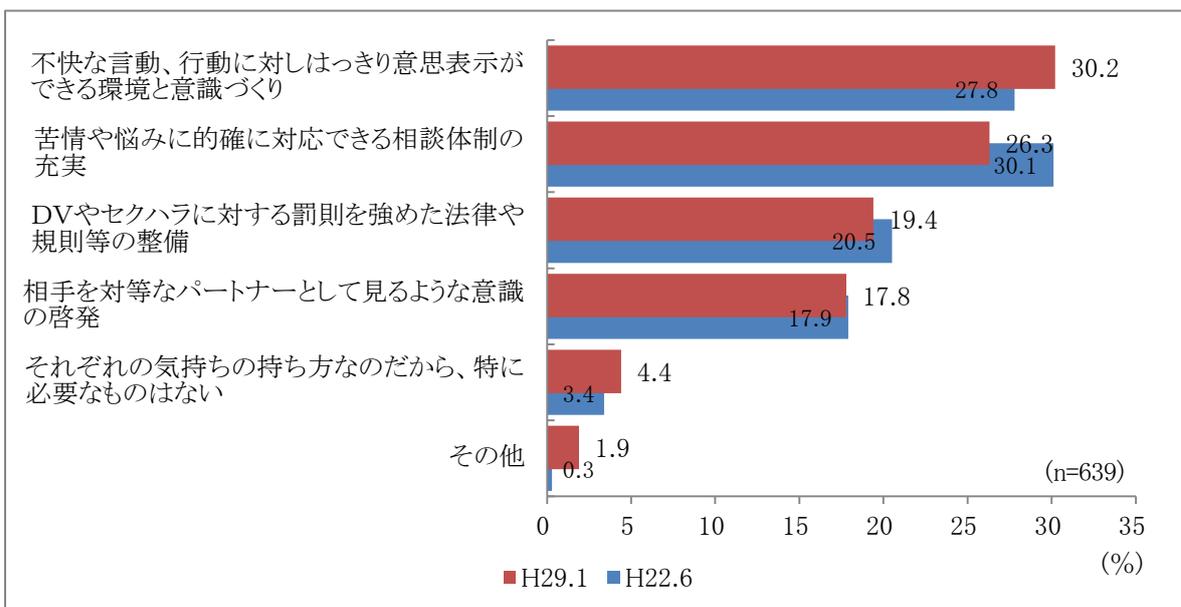


資料：男女共同参画に関する市民アンケート

人権侵害をなくすためには「不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり」、「苦情や悩みに的確に対応できる相談体制の充実」が求められています。

肉体的、性的、心理的な暴力は、人間の尊厳を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、性差別や暴力を許さない社会環境の実現に向け、人権尊重についての広報啓発活動の一層の推進に努めます。

人権侵害をなくすために必要なこと



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

P. 51～52 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進

基本方針2 生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

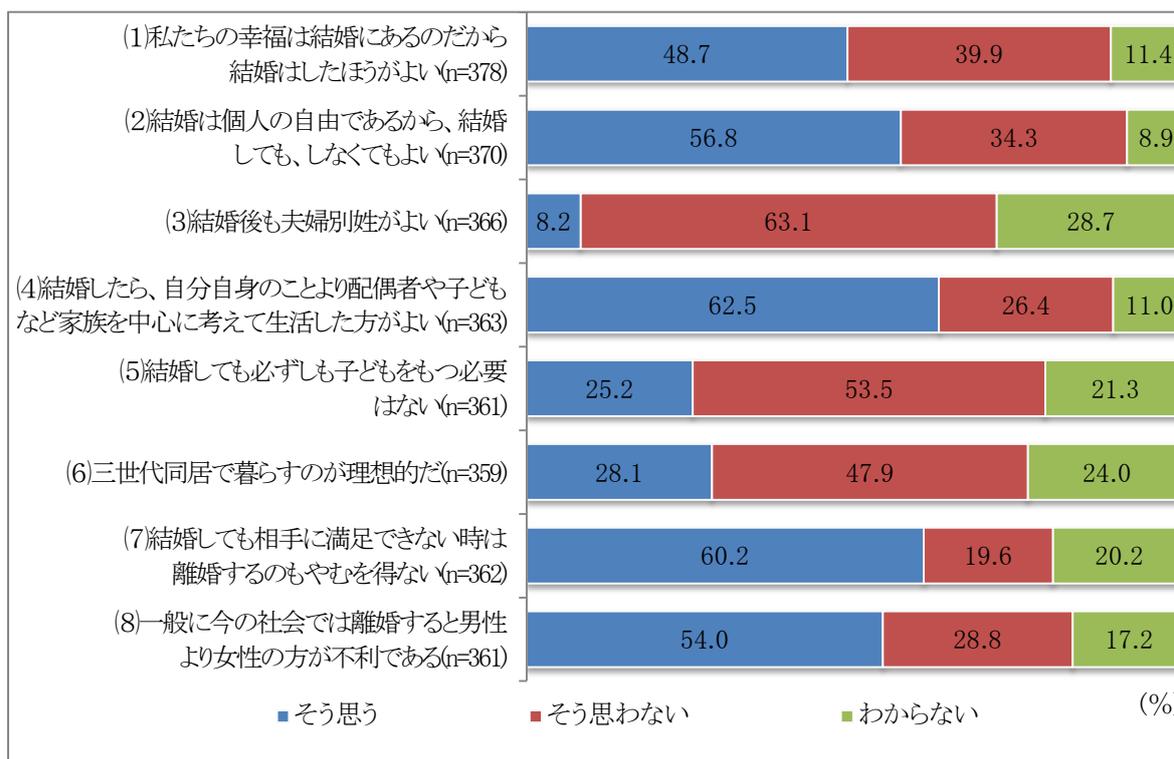
生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、そのためには市民一人ひとりが自らの健康状態を理解し、保持・増進に向けて積極的に取り組む必要があります。

アンケート調査において、前回アンケートの結果と比較すると「結婚したほうがよい」との考えが増加している一方で、「相手に満足できない時は離婚するのもやむを得ない」との考えも増加しています。結婚・離婚に対し、それぞれが自由に選択できるようになってきていることがわかります。

しかしながら、男性と女性では身体に備わっている機能が異なり、それぞれの性別やライフステージに応じた病気や健康上の問題点があります。さらに、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対応が求められています。

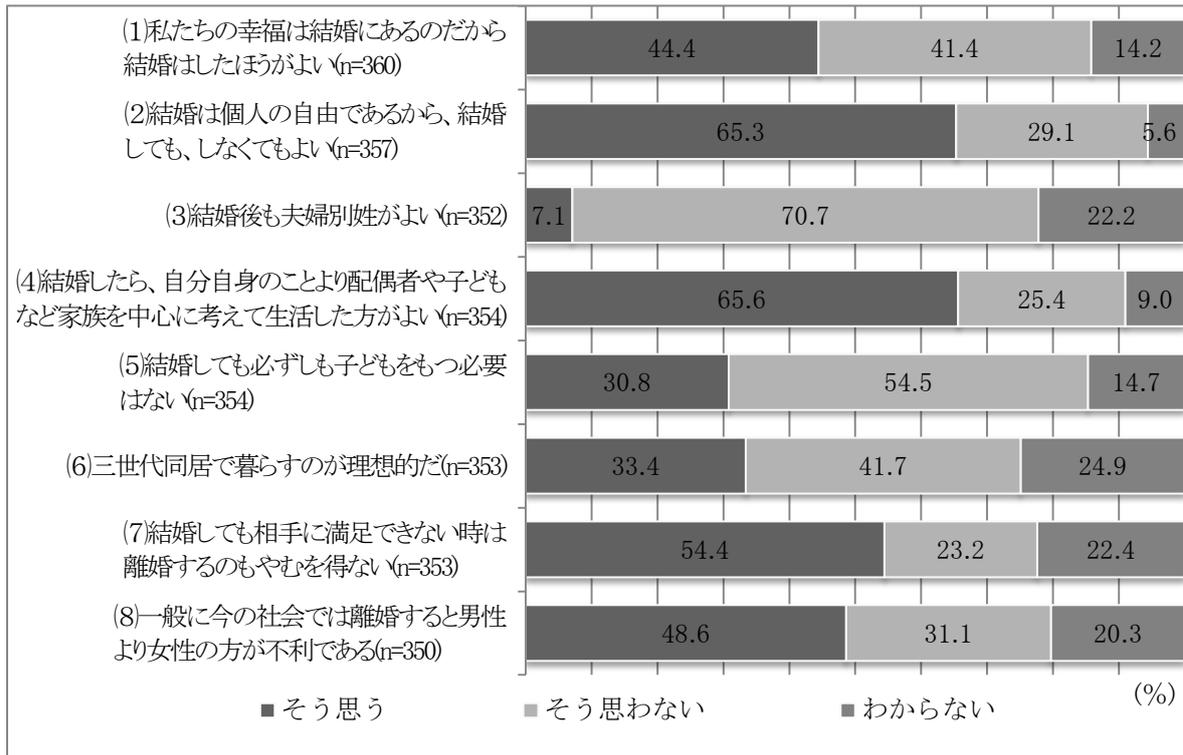
生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」が重要な人権として認識される必要があります。

結婚観・家庭観・離婚観



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

【前回結果】



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成22年6月）

女性の重要な人権である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する情報を広く提供し、女性が自ら心と身体の健康管理を行い、妊娠・出産に関して主体的に判断できるよう意識の醸成を図り、男女が互いの性を尊重する人間教育としての性に関する教育を充実することが必要です。また、女性の健康について、妊娠・出産に関する支援に加え、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、安全な避妊・中絶、性感染症の予防など、妊娠・出産以外の健康を支援する視点を踏まえた取組みにより、女性の性と生殖に関する総合的な健康支援施策を推進することが必要です。

P. 55～57 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進

基本方策（2）生涯を通じた母性の健康保持・増進

【基本目標Ⅲ】 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、職場、家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを対等な人格として認め、支え合い、尊重し合うことが不可欠です。依然として強く残る固定的な性別的役割分担意識の減少を基軸とした、男女共同参画意識の普及・啓発や、家庭・地域における参画促進、インバウンド対策といった国際的な対応に向けても、男女共同参画社会の実現のため基盤を整備していく必要があります。

【成果目標】

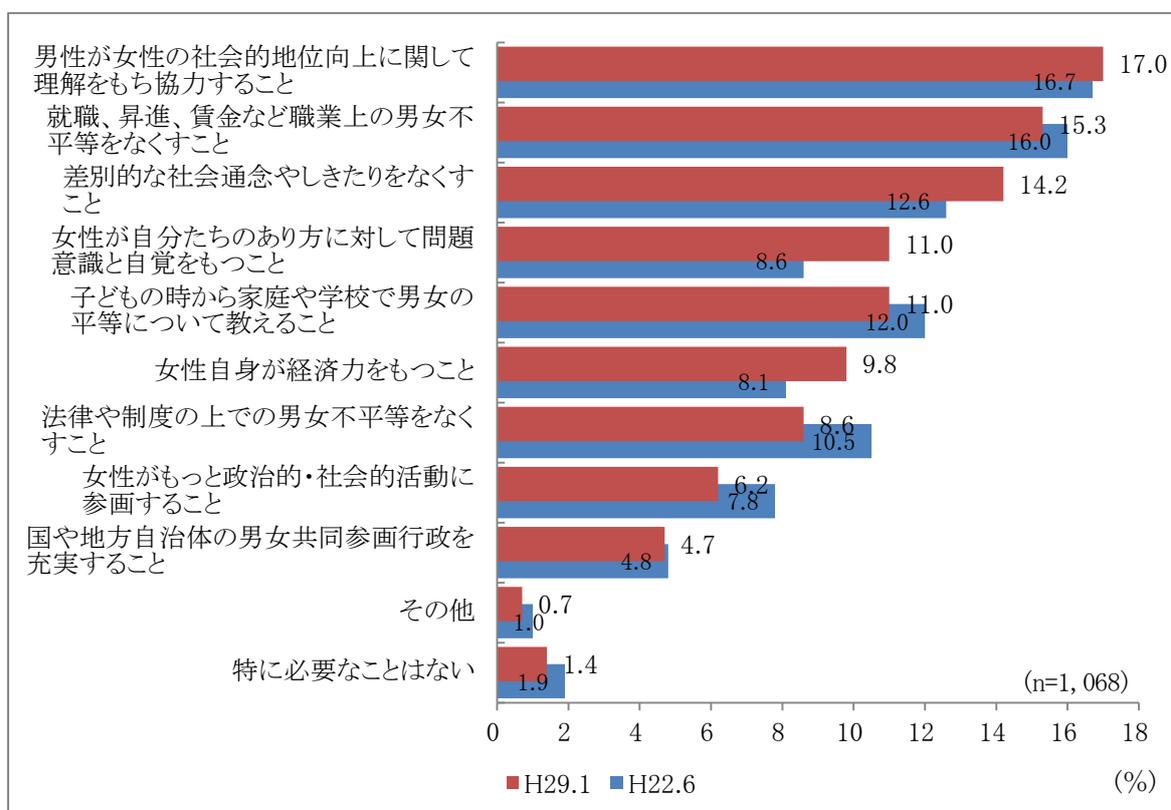
	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
家庭生活の中における 男女の地位の平等感	50.8%	60%

基本方針1 男女共同参画意識の普及・啓発

【現状と課題】

市民アンケートの結果をみると、男女平等の実現のためには「男性が女性の社会的地位向上に関して理解をもち協力すること」、「就職、昇進、賃金など職業上の男女不平等をなくすこと」、「差別的な社会通念やしきたりをなくすこと」、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」が必要と感じている人が多くなっており、前回アンケートの結果から大きく変化していないことがわかります。

男女平等の実現のために必要なこと



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を行い、意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消していく必要があります。

P. 60～61 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）男女共同参画に関する広報・啓発の推進

基本方策（2）学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

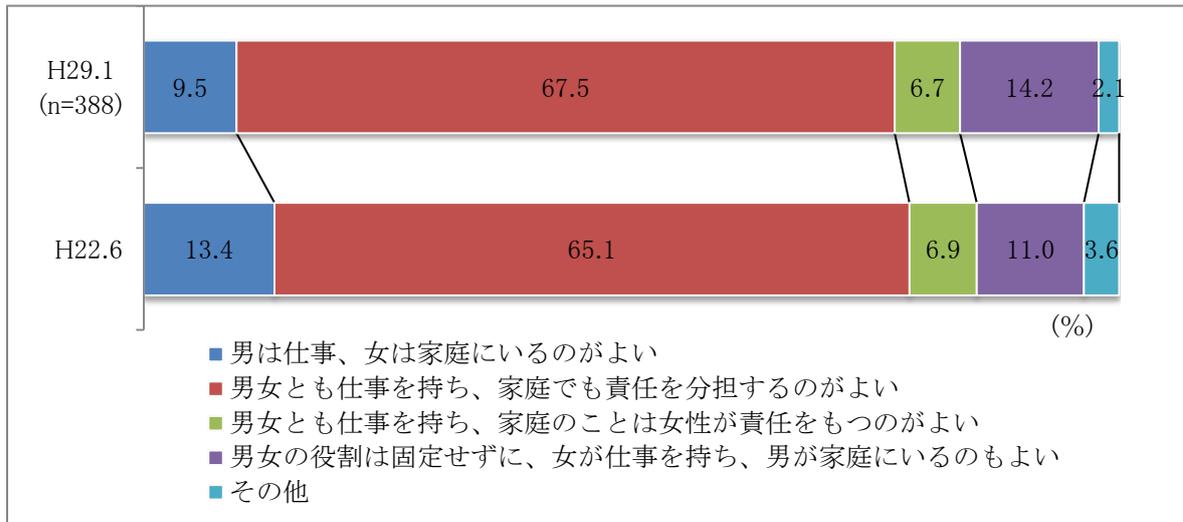
基本方策（3）メディアにおける人権尊重の推進

基本方針2 男女共同参画に関する家庭・地域での実践拡大

【現状と課題】

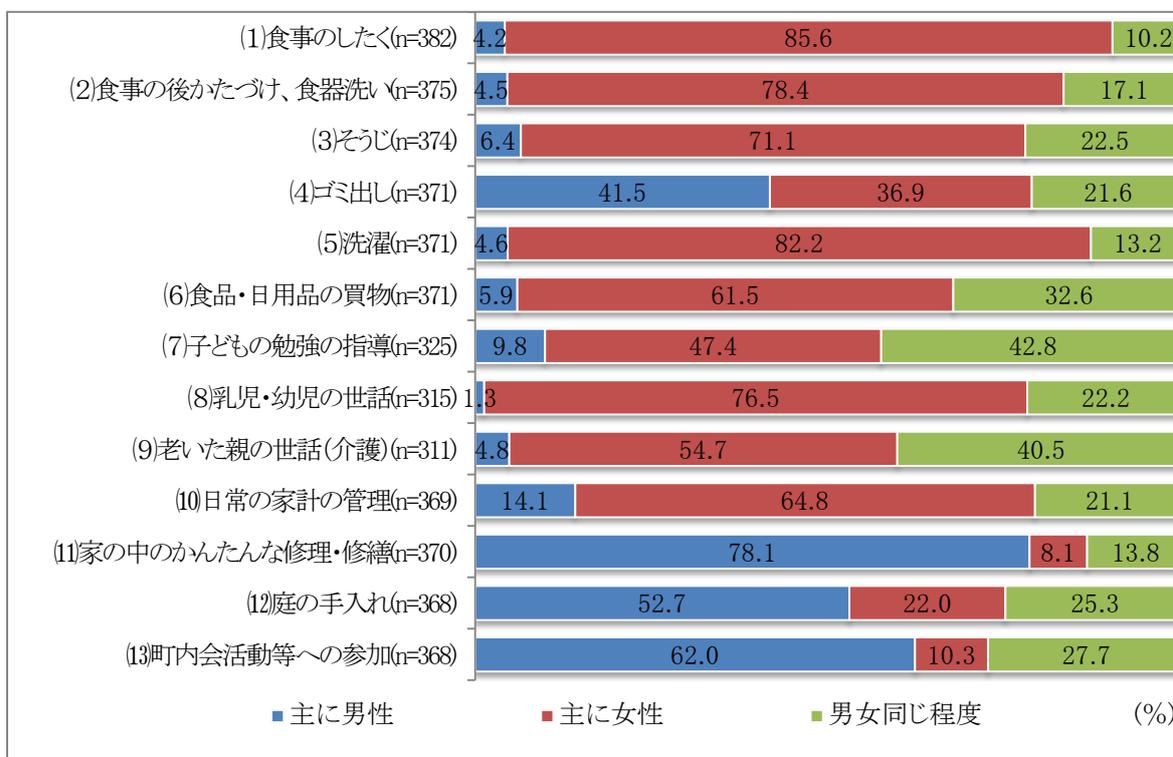
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、男女共同参画に関する市民アンケートの結果をみると、「男女とも仕事を持ち、家庭でも責任を分担するのがよい」と考える人の割合が65.1%から67.5%へ増加しています。その一方で、家事労働の大部分について依然女性が担っていることから、女性の負担が重いままになっていることがわかります。

「男は仕事、女は家庭」という考えについて



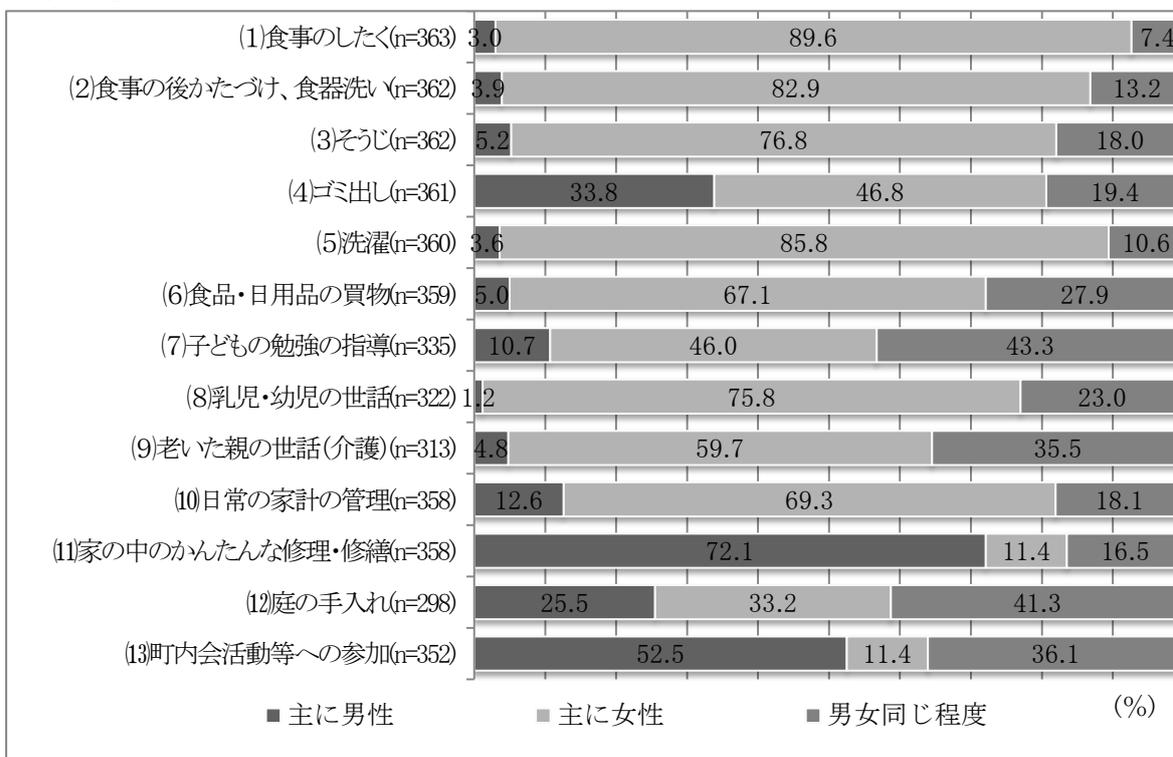
資料：男女共同参画に関する市民アンケート

家事の役割分担



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

【前回結果】

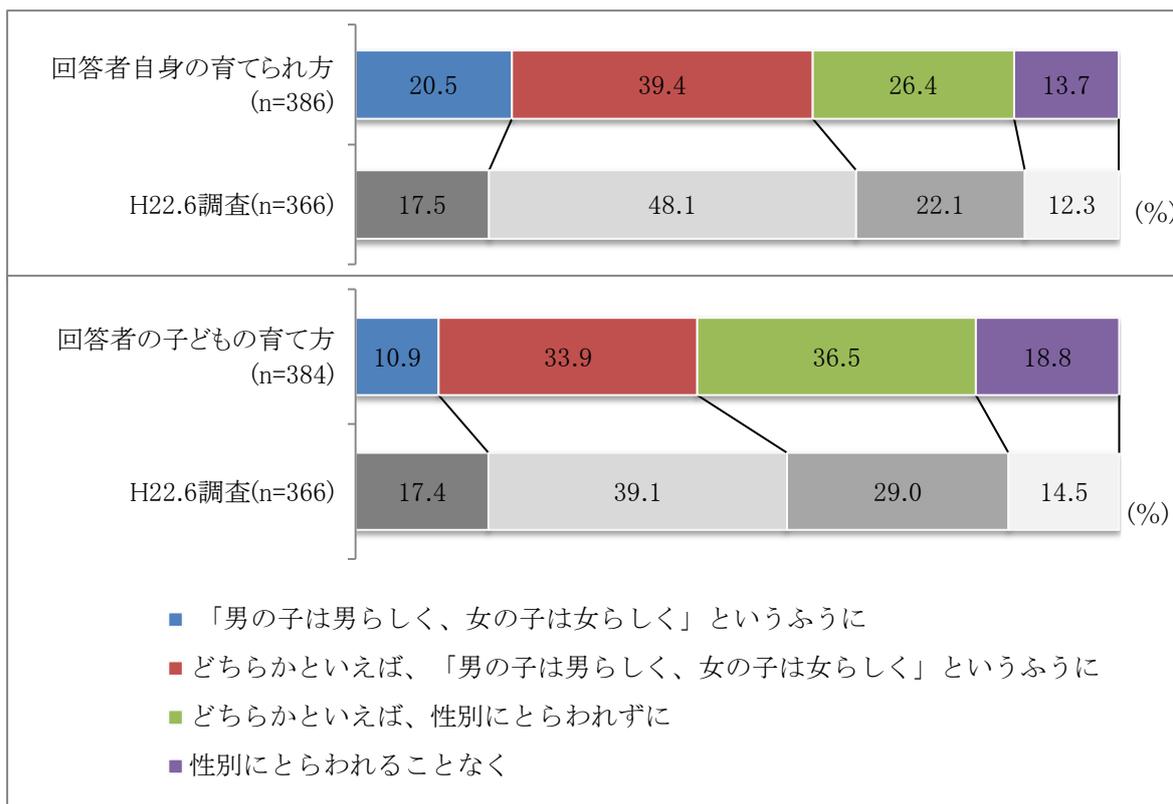


資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成22年6月）

■ 〇二本松市男女共同参画基本計画

また、前回アンケートと比較し、「(どちらかといえば)男の子は男らしく、女の子は女らしく」と育てられた人の割合が65.6%から59.9%へ減少し、「(どちらかといえば)性別にとらわれずに」と育てられた人の割合が34.4%から40.1%へ増加しています。また、自身の子どもの育て方についても「(どちらかといえば)性別にとらわれずに」が43.5%から55.3%へ増加していることから、固定的性別分担意識の減少が進んできていることがわかります。

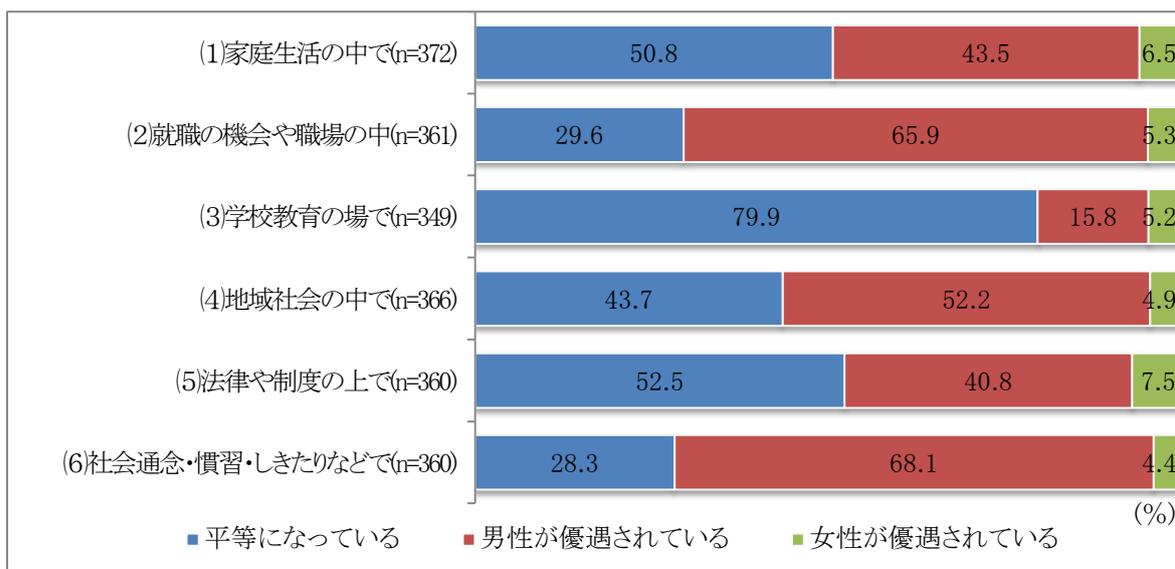
回答者自身の育てられ方・子どもの育て方



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

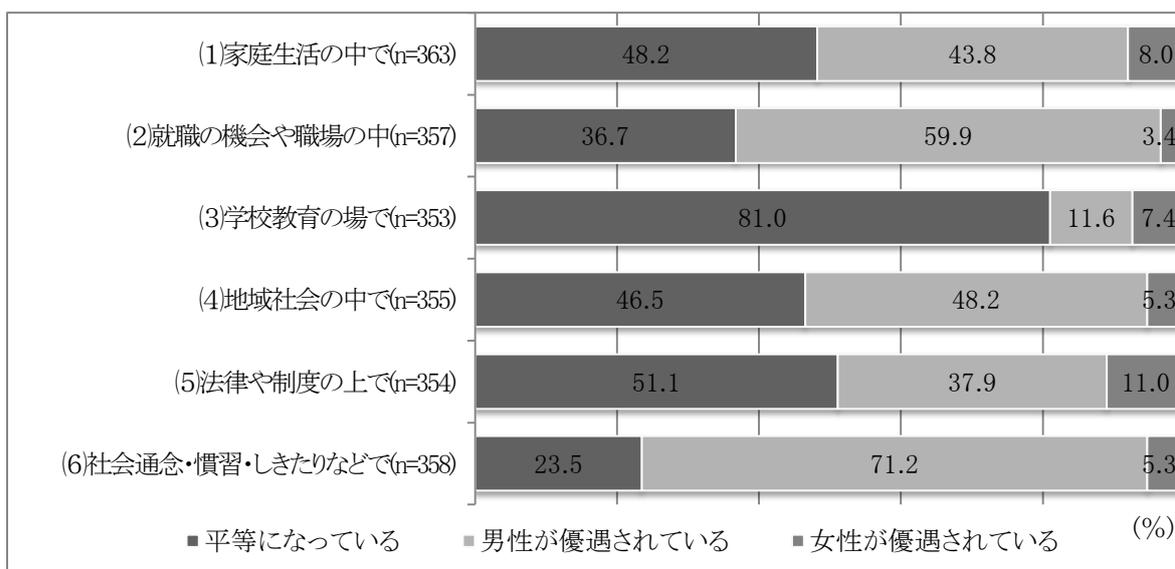
男女の地位の平等感については、家庭生活の中で男女平等になっていると回答した人の割合が前回アンケートより増加し50.8%となり、学校教育の場で(79.9%)、法律や制度の上(52.5%)と50%を超えています。その一方で、就職の機会や職場の中と地域社会の中で前回アンケートより男性が優遇されていると感じている割合が増加していること、いずれの項目においても男性優遇と感じている人が女性優遇を上回っています。

男女の地位の平等感



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

【前回結果】



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成22年6月）

■ 〇二本松市男女共同参画基本計画

意識は変化しつつあるものの、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女平等の意識をより浸透させていく必要があります。

家事に参加する機会の少なかった男性に対して家事や育児、介護に関する講座を開催するなどし、そういった男性でも家事をともに担えるような知識の習得と意欲の高揚を図っていく必要があります。

P. 66～67 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）家庭・地域における学習機会の充実

基本方策（2）家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

基本方針 3 国際社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

二本松市における在留外国人数は平成 27 年 12 月末日現在で 299 人となっています。日本との言葉や文化の違いなどにより、地域生活や家庭内の問題、国際結婚の問題、就労問題など、生活上様々な困難が生じることも起こりえます。

二本松市における在留外国人数（平成 27 年 12 月末日現在）

国名	人数	国名	人数	国名	人数
韓国朝鮮	31	米国	3	英国	8
フィリピン	105	インドネシア	14	オーストラリア	3
中国	71	タイ	5	その他	19
ブラジル	9	ベトナム	31	合計	299

資料：福島県国際課

情報不足によるトラブルを未然に防ぐことができるよう、生活に関する各種の情報の提供や、相談・支援体制を充実する必要があります。

また、グローバル化やインバウンド誘客の促進が叫ばれる現在において、二本松市を訪れる外国人も年々増加している傾向にあります。文化や習慣の違いから生じる軋轢や差別を解消し、個人が尊重される相互理解が進んだ、世界に開かれた二本松市を実現するために、国際的視野に立つことができるバランス感覚にすぐれた人材を育成することが必要となっています。

P. 69 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

基本方策（2）国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

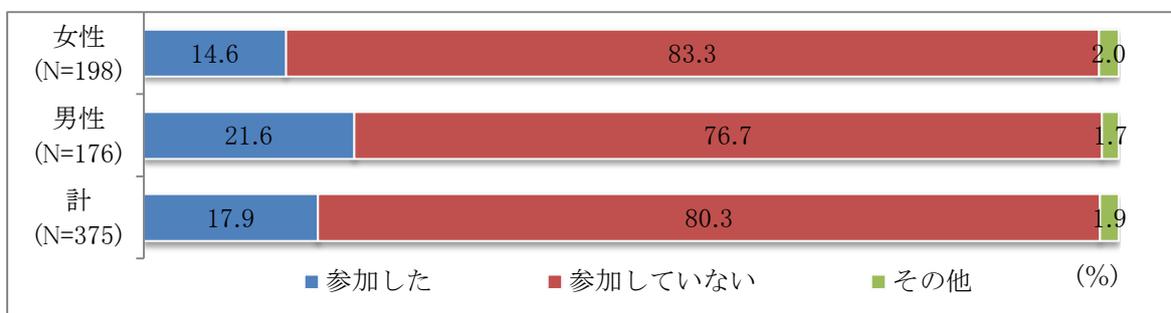
基本方針4 男女共同参画の視点に立った防災対策

【現状と課題】

東日本大震災において、発災直後の混乱の中、衛生用品等の生活必需品の不足、授乳や着替えをする場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等が割り振られたりという避難所が見受けられたことから、平成25年2月、内閣府男女共同参画局では「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を公表しています。

市民アンケートの結果を見ると、この1年間で17.9%が「地域防災訓練・活動」への参加をしており、80.3%が参加をしていないと回答しています。また、女性より男性の方が参加した人の割合が高くなっています。

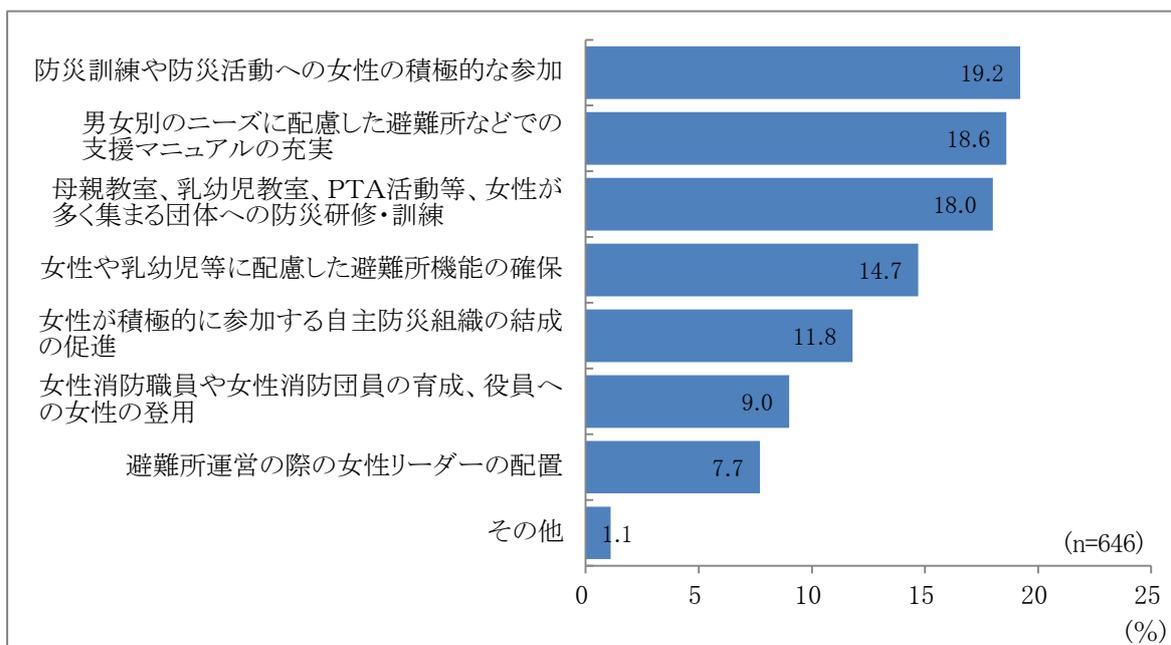
この1年間の「地域防災訓練・活動」への参加



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

防災（災害復興も含む）活動に関して、男女共同参画を推進していくために必要なもの」については、「防災訓練や防災活動への女性の積極的な参加」、「男女別のニーズに配慮した避難所機能の確保」、「母親教室、乳幼児教室、PTA活動等、女性が多く集まる団体への防災研修・訓練」が上位にあがっています。

防災（災害復興も含む）活動に関して、男女共同参画を推進していくために必要なこと



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中しがちであり、社会の課題が一層顕著に現れかねません。このことから、平常時からの男女共同参画社会に向けての取り組みが重要であり、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画を推進していく必要があります。

P. 71 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）防災分野における男女共同参画の推進

【基本目標Ⅳ】 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、基本計画における各事業の進捗状況に対する調査・審議を行い、取り組みを強化していくとともに関係機関とのかかわりを緊密にし、男女共同参画や女性の活躍が実感として「進んでいる」と感じられるよう、進行管理を行います。

【成果目標】

	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
「男女共同参画」や「女性活躍の推進」の推進に対する認識	進んでいる：21.0%	進んでいる：30%

基本方針 1 推進体制

【現状と課題】

市民アンケートの結果を見ると、「男女共同参画」や「女性活躍の推進」が進んでいると思うかについて、31.2%の人が停滞している、45.7%の人がわからないと回答しています。

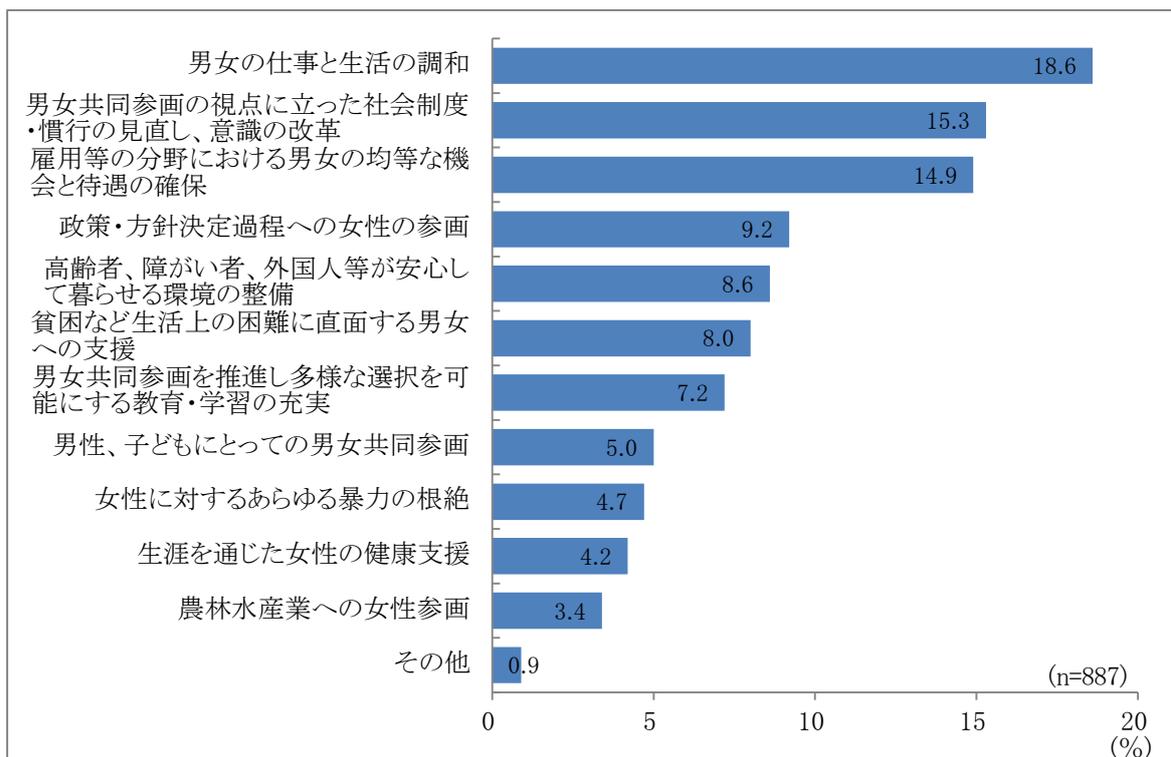
「男女共同参画」や「女性活躍の推進」が進んでいると思うか



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

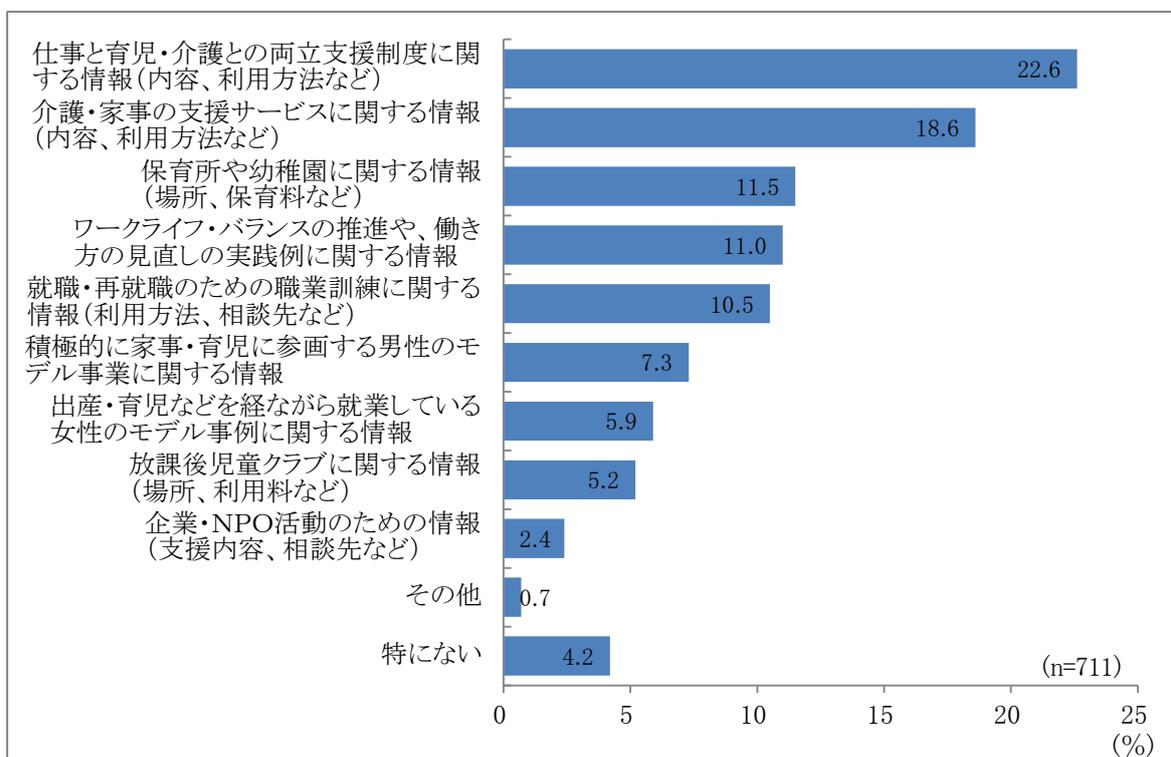
また、「男女共同参画」や「女性活躍の推進」が進んでいない・後退していると思うものについては、「男女の仕事と生活の調和」「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」があげられており、「女性の活躍推進の取組に必要なと感じる情報」については「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報（内容、利用方法など）」「介護・家事の支援サービスに関する情報（内容、利用方法など）」があげられています。

「男女共同参画」「女性活躍の場」が進んでいない・後退していると思うもの



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

女性の活躍推進の取組に必要なだと感じる情報



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

■ □ 二本松市男女共同参画基本計画

「男女共同参画社会」の実現に向けて、男女共同参画や女性の活躍が実感として「進んでいる」と感じられるよう、基本目標Ⅰ～Ⅲの取組みを着実に実施するとともに、二本松市と関係機関とのかかわりを緊密にし、取組みを推進する体制を構築していきます。

P. 74～75 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）市民参加による推進体制

基本方策（2）関係機関・団体との連携

基本方策（3）福島県男女共生センターとの連携

基本方策（4）独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所等との連携

基本方針2 進行管理

基本計画Ⅰ～Ⅲの取組みと、関係機関との連携について強化を図るとともに、施策の進行状況について管理し、実効性を高めていきます。また、その結果について広く公開し、「男女共同社会」の実現を目指します。

P. 75 各基本方策内容については各課確認・調整中（29. 2. 6現在）

基本方策（1）進行管理